

衆議院 第百五十五回国会 経済産業委員会議録 第七号

平成十四年十一月二十日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員
委員長 村田 吉隆君

理事 阪上 善秀君	理事 下地 幹郎君
理事 竹本 直一君	理事 孝君
理事 鈴木 康友君	理事 慶秋君
理事 河上 草雄君	理事 龍司君
小此木八郎君	理事 土田 龍司君
小泉 龍司君	理事 梶山 弘志君
桜田 義孝君	理事 佐藤 剛男君
西川 公也君	山本 明彦君
平井 卓也君	生方 幸夫君
松島みどり君	川端 達夫君
山本 義剛君	後藤 茂之君
森 増原	松原 仁君
中山 成彬君	山村 健君
渡辺 小沢	福島 豊君
森 義郎君	大森 猛君
英介君	大島 令子君
博道君	宇田川芳雄君

十一月十九日
原子力発電所における事業者の自主点検作業記
録に係る不正等に関する意見書(愛媛県議会)
(第三八四九号)
原子力事業者のトラブル隠しの真相究明に関する意見書(佐賀県議会)(第三八五〇号)

原子力発電所における安全性の確保に関する意

見書(宮城県議会)(第三八五一号)

原子力発電所における安全性確保に関する意見

書(新潟県小出町議会)(第三八五二号)

原子力政策に関する意見書(長野県議会)(第三

八五三号)

原子力発電所における安全性の確保に関する意

見書(京都府議会)(第三八五四号)

原子力の安全性の確保と原子力行政の信頼回復

に関する意見書(山口県議会)(第三八五五号)

水産食料品製造業並びに水産加工関連業につい

てセーフティネット保証第五号要件の指定に関

する意見書(宮城県議会)(第三八五六号)

は本委員会に参考送付された。

参考人
(東京大学大学院工学系研究科教授) 近藤 駿介君
経済産業委員会専門員 鈴木 正直君

内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構設立に関する法律案

案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、参考人として、新潟県知事平山征夫

君、福島県双葉町長岩本忠夫君、東京大学大学院

工学系研究科教授近藤駿介君、以上三名の方々に

御出席をいたしております。そして、最後の集会のそ

の地元の集会を二十回開催し、意向集約に努めて

おつたわけあります。そして、最後の集会のそ

の日に、この内部告発の問題が表にしてまいりま

した。何のためにブルサーマル問題の集会を開い

ておったのかむなし感じがするという刈羽村長

の言葉は、実感をそのままあらわしていたかと思

います。

そのことが対外的に発表されるまでの間まで、直前

まで知らない状態でございました。そして、そう

いう間、刈羽村の村長は、ブルサーマルについて

G E 社からの内部告発がありましたけれども、

それともう一つの問題だといふふうに思っています。

そのことが対外的に発表されるまでの間まで、直前

まで知らない状態でございました。そして、そう

いう間、刈羽村の村長は、ブルサーマルについて

おつたわけあります。そして、最後の集会のそ

の日に、この内部告発の問題が表にしてまいりま

した。何のためにブルサーマル問題の集会を開い

ておったのかむなし感じがするという刈羽村長

の言葉は、実感をそのままあらわしていたかと思

います。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい

ただきました、まことにありがとうございます。

この際、参考人各位に一言、「あいさつ申し上げ

ます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい

</div

ないというふうに思つております。一連の不正によりまして、立地地域の住民は、かつてない不安とそして不信を覚えております。全号機についてできるだけ速やかに再点検を行つていただきたいというのが偽らざる住民の心情であります。これは最低限の責任であり、信頼回復に向かつての一歩がそこから始まる。そしてまた、国は、みずからの責任をもつて、その点検状況を確認の上、その結果を県民、国民に知らせていただきたいと、立地市村議会そして住民の総意であります。

そして、原子力の安全は、これまで、国による規制と事業者の誠実なる自主点検活動がそのもとがありました。しかし、一連の不祥事でその両面が不備、不明確であったという実態があつたわけでありまして、その意味では、事業者のみならず、国の信頼も地元の住民からは失われてしまつたということを御自覚いただきたいというふうに思つております。

今回の法改正案では、定期自主検査を法的に位置づけるということ、それから罰則を強化するということが打ち出されております。事業者による自主点検をめぐる取り扱いが制度上不明確であつたということが今回の事件の背景になつてゐることを考えますと、その措置は必要であるというふうに思つております。

しかし、このことが必ずしも事業者側だけにあつたということを示すものではなくて、国への通報制度、そしてその運用が不明確であつたといふことも問題点としてあることも事実であります。国の責任に帰する要因が少なからずあつたことを指摘しておきたいというふうに思つります。

また、これらの規制措置の強化によります効果にはおのずから限界があります。事業者による主体的な、誠実な安全管理を担保するいわゆる企業倫理がきちんと果たされることが担保され第三の枠組み、企業内でのダブルチェックあるいは情報の公開等々における措置も必要であると

いうふうに思ひます。その意味で、発電所地域情報会議の設置と、そのことが議論され、その中に地城住民、特に反対派の人たちも入れたらどうかという議論が出てゐるのは、一つの検討すべき内容だというふうに思ひます。

運転開始後のいわゆる維持基準の議論がされております。自主点検等々で発見されたひび割れ等に対しまして、科学的見地から安全性の評価を行い、そして対策と検討を実施することについては、私としては、その必要性については基本的に理解をしている立場であります。設置時における基準が運転開始後もずっと守られていくこと自体はあり得ないわけでありますから、運転開始後のルールについてきちんと定めておくことが必要であるということは、そのとおりだと思います。

そうした基準は、欧米各国でも早くから採用されておりまし、我が国においても議論が始まつておつたところでありますけれども、逆に言えば、原子力発電が運転開始後今日までの長い期間、なぜこのことが議論され、定められておらなかつたのか、そのことについて、むしろ不作為とも言える事柄ではないかという思いをしておるところであります。

しかし、この時点において、今このことが議論されていることに対する、地元住民からは、不安感があることも事実であります。押しなべて新品同様の機能を維持するということを絶対条件としてもし求めてきたということであるならば、国民にとって、維持基準の採用は安全性として見れば後退というふうに映るわけでありまして、不安を惹起することはある意味で当然のことであります。なぜよりよつてこの時期なのかという疑問もあります。

その批判に対して、その必要性を含め、安全の確保に関する科学的でオープンな議論が十分にされ、そして理解が図られることがなければ、立地住民といつしましては、この時期において、そのことよりも、今回の不正事件の全容が解

明され、その原因が究明されることがまず第一であるという声が強くなるだるうというふうに思ひます。

そして、今回の一連の事件は、安全規制に一元的な権限を持つてその責任を負つておりました国

の規制のあり方にも多くの問題があつたことを示しています。

具体的には、自主点検の位置づけ、そして、そ

の結果の取り扱い、それに対する不明確さ、さらには、事業者の自主保安活動に対するチェック体制の不備等々であります。これらの個々の問題に

対する法制面での対応といたしまして今回の法律改正が提案されているものというふうに理解しております。

しかし、今最も問われておりますのは、原子力の安全確保に対し失われてしまつた信頼をどう取り戻していくかということです。

安全の確保は、原子力施設が立地、存在することの大前提であります。新潟県は、これまで一貫いたしまして、安全の確保が図られるというこ

と、そして地元の住民の理解が得られるというこ

と、この二つを条件に、前提に、国のエネルギー政策に協力をするという姿勢でまいりました。

安全に責任を持つ国 地元住民に対する説明責

任が果たして十分であったかどうか、このことについては、常々これまで国に対し、表に立てて

安全に一義的に責任を持つている国のみずから

の口から、地元に対し安全性についての説明を行つていただきたいということを繰り返しお願い

してきた私たちもとりましては、今回の不正事件

の発生を振り返つてみると、やはりそのことが十分でなかつたと言わざるを得ないかなと思ひます。

一連の事件で損なわれた国と事業者への地

元の住民からの信頼の回復についてどう行つてい

うふうに思つわけであります。

そして、最後のよりどころであります原子力に

かかる、このことを真摯に御議論いただきたい

ことがあります。そしてそこには、人間同士

の信頼関係というものが目に見えた形で築き上げられていかなければならんんだろうと思います。安全規制の実務を所管する原子力安全・保安院の機能の充実強化は、その意味で、もとより必要な行動していただこうに思います。

保安院のこれまでの取り組みには、住民の安心あるいは信頼を確保するという視点では、足りないものがあつたと言わざるを得ません。今回の一件の事件の中でも、安全・保安院の対応につきましては、なるほど安全については十分の責任を持つて行動していただこうに思いますけれども、住民に対する安心あるいは信頼という問題については、全くその概念として配慮がなかつたように私は思えてなりません。

そして、そのかなめとして、安全規制に係る一つの政策の企画決定を担つております原子力安全委員会との関係におきましても、国民にはその顔が見えず、このダブルチェック体制の意味するものと、そしてその信頼性についての思いが国民、住民には全く感じられないということも、今回の問題から出てきた一つの課題ではないかと思います。

規制体制のあり方を考えていく中で、現在のダブルチェック体制が本当にきいてるのかどうか、そのことについて触れれば、やはり原子力安全委員会は、保安院からの情報をもとにそれをもし求めてきたということであるならば、国民にとって、維持基準の採用は安全性として見れば後退というふうに映るわけでありまして、不安を惹起することはある意味で当然のことであります。なぜよりよつてこの時期なのかという疑問もあります。

規制体制のあり方を考えていく中で、現在のダブルチェック体制が本当にきいてるのかどうか、そのことについて触れれば、やはり原子力安全委員会は、保安院からの情報をもとにそれを

チェックしているだけであつて、一つの、独自の安全性に対する哲学なり思いを持つて事に当たつていたというふうにはなかなか思えないわけであります。このことも含めまして、独立論そのもの議論も重要でありますけれども、ダブルチェック体制を含めた、こうした原子力安全委員会を含めたあり方についても御議論いただきたい

というふうに思つわけであります。

エネルギーの問題は、すべての国民、現在この

世代にわたる問題であります。その意味で、国民の理解と協力なくしてはその円滑な運営はおぼつかません。原子力の利用はその柱の一つであります

すけれども、私はこれまで、その政策方針について、国民的な合意の形成が必要であるということを言い続けてまいりました。しかし、いまだそのことは成り立っていないというふうに思います。

一連の事件の影響は大きく、立地計画地点を中心いて、原子力のあり方そのものに対する厳しい議論が起つてゐることは間違ひありません。今回の不祥事は、ブルサーマル問題にとどまらず、日本その後の原子力の政策そのものに大きな影響を与えるものというふうに思つております。

冬場の電力の需要期入りを理由に、今住民から要望の出ている点検の早期実現が需要期明けまでもし延びるというようなことであれば、その対応についての不安、そして不信感が高まるよう思ひます。最大限の節電努力をして、一日も早い、可能な限り前倒しな点検をお願い申し上げる次第であります。そのことをもつて初めて信頼回復の第一歩が始まるというふうに思ひます。東京電力の原子炉停止点検により、首都圏におけるこの冬の電力需給に影響が出ることもあり得るという覚悟を私どもはすべきだというふうに申し上げたいと思います。

エネルギー問題は、国、事業者の、そして立地自治体だけの問題に終わらせるものではないと思ひます。今こそエネルギー政策に対する国民的な議論を起こし、立地市町村における、村を、町を、市を二分するような地域発展のための原子力発電の誘致が、逆に地域における大きな対立を生んできたというところのみ終わることのないようになります。この今回の東京電力の不正事件から、改めて原子力の立地のあり方について、そして、その安全の確保についてどうあるべきか、大きな視野から御議論いただけるようお願いを申し上げます。私の参考人としての意見陳述とさせていただきます。

○村田委員長　どうもありがとうございました。
○岩本参考人　おはようございます。福島県双葉

町長の岩本忠夫であります。

福島県の双葉地方は、現在、第一原子力発電所が六基、さらに第二原子力発電所が四基、計十基あります。三十数年間になりますけれども、多少のトラブルはございましたが、比較的順調に、安心、安全な運転を今日まで続けてきたわけありますけれども、八月二十九日、突然、今平山知事の方からもお話をございましたように、東京電力の一連の不正事件が発生をし、そしてそれを聞きつけることができました。

これまで地域の住民は、東京電力が、国がやることだから大丈夫だろう、こういう安心感を持つてやつてきたわけでありますけれども、今回の一連の不正の問題は、安全と安心というふうに分けますと、安全の面では、当初から国やまた東京電力は、二十九カ所の不正の問題はあります。ほどの行政区がありますが、そこで毎日のように行政会見等についておわびし、同時にまた、この詳細について説明をしております。説明も、安全性に影響はないということを言わせてきました。したがつて、安心の面で、多年にわたって東京電力、原子力との信頼関係を結んでしまった地域の者にとっては、まさに裏切られた、信頼が失墜してしまった、こういう思いを実は強くしたわけであります。この面が、何ともやりきれない、そういう思いをし続けているのが今日であります。

ただ、住民は比較的の冷靜であります。それはなぜかといつたら、現在、第一、第二、十基あるうちの六基が停止中であります。そして、その停止されしている原子力発電所の現況からすれば、何どはなしに地域の経済がより下落ぎみになります。深刻な状態にあります。雇用の不安もございまして、なかなか生きしていく、これは原子力立地で何となく沈滞した経済状況に拍車をかけるようになります。この重い雰囲気が一方ではあるわけでありまして、原子力と共に共生共榮、つまり原子力と共に生きをしながら生きていく、これは原子力立地でないところの思いはちょっと理解できない面があるのではないかというふうに思ひますが、原子力立地として、原子力にどのようなことがあります。岩本参考人としての意見陳述とさせていただきます。

○村田委員長　どうもありがとうございました。
○岩本参考人　おはようございます。福島県双葉

避したりすることは全くできません。何としてもそこで生き抜いていくしかないわけであります。

そういう面から、國も東京電力もいずれはちゃんと立ち上がりをしてくれるもの、安全性はいずれは確保してくれるもの、こういうふうに期待をしているからこそ、今そう大きな騒ぎには実はなつております。表面は極めて冷静な姿に実はなつてゐるわけであります。

今東京電力が、例えば私の双葉町の場合は十七ほどの行政区がありますが、そこで毎日のように行政会見等についておわびし、同時にまた、この詳細について説明をしております。説明も、安全性に影響はないということを言わせてきました。したがつて、安心の面で、多年にわたり、安全と安心といふふうに分けますと、四、五十人集まります。例えはそういう地域でも七、八人程度しか集まつてこないんですね。いずれはちゃんとしてくれるだろうという思いが、表向き余り大きな関心を示さないということになつてゐるんでしょうか。とまあ、そういう状況に実はあります。

しかし、何としても、長いこと信頼関係を結んだところが、何ともやりきれない気持ちでいることは確かであります。国や電気事業者、まさにその実態を十二分にとらえながら、大いに反省をし、そして今後絶対かかる不正は再び起ころないういふのが私どもの願いであります。今回の事業者の自主点検、これに大きな不正があつた、報告をしなかつた、そして隠へいをしたり偽造したりという事柄も中にはあつたようでありまして、なぜそのような事柄が起きてしまつたのか、事実はなかなかわからないところがあるわけでありますけれども、しかしそこに、國とそして電気事業者の関係の中におけるダブルチエックというものがあつたのかどうか。

かつて私はこういうことを聞いたことがあります。原子力発電所運転当初であります。東電代行という点検があつたようであります。これは恐

らく國にかわつて東電が自主点検をやる、点検をやることだったのかな、今にして思ひます。

やることだつたのかな、今にして思ひます。ういう感じでいるわけでありますけれども、ともあれ、東京電力が自主点検をやつたものをさらにおこなつておられます。しかしとやるべきではないのかな、こういうふうに思ひます。

今回、電気事業法並びに核燃料物質、さらに構の問題であります。私は、従来、推進とさらいの維持基準というものが、やはり、その性急ではなくとも、そういう姿をつくつて、これならば大臣だと、そういう検証ができるような制度がござりますと、そのうまいのではないか、こういうふうに私は考へております。

さらにまた、独立行政法人の原子力安全基盤機構の問題であります。私は、従来、推進とさらいの維持基準という面を区別しましても、よせん人間がやることであります。表向き規制があつても、どのような独立した法人であります。それでも、裏でつながつてゐたのではどうにもならない。したがつて、これは点検者もそうでありますけれども、その人間がいかに自己規制をして、そして自分の果たす役割、使命というものを十二分に認識しながら対処をするという基本的な姿勢がない限り、どのような法規制をつくりましてもそれは無に等しいということになりはしないかといふ危惧の念が実はあるわけです。

今回、事業者の点検、これに大きな不正があつた、報告をしなかつた、そして隠へいをしたり偽造したりという事柄も中にはあつたようでありまして、なぜそのような事柄が起きてしまつたのか、事実はなかなかわからないところがあるわけでありますけれども、しかしそこに、國とそして電気事業者の関係の中におけるダブルチエックに実は実感をしています。

また一方では、今回の一連の不正の問題等について、國のエネルギー政策やまた原子力政策がこれでもつて崩壊したとか、これでもつて大きくつ

まずいたとかということを言われる方もいらっしゃいますけれども、私は、これは政策とは基本的に違う、こういうふうに実は考えておりまして、いたずらに今回の不正の問題を政策の問題にすりかえてしまうというのはやはりおかしいんじゃないかな、こういうふうに自分なりに実は感じているところであります。

ともあれ、原子力はあくまでも安全でなければなりませんし、地域の方々が安心して過ごしていけるような、そういう地域、環境をつくるということが大きな使命であるというふうに実は考えております。

もう一つ、この際お願いをしておきたいことは、地域環境の整備であります。かつては、避難道路などという、避難ということをいいながら道路の整備をお願いしたいということは、余り口には出しませんでした。しかし、近年は、どうしても人々が一に備えてそのような道路、周辺の道路の整備や何かをぜひともお願いしたい、こういうことを申し上げてまいりました。常磐自動車道の問題も一つであります。さらにまた浜街道、広野小高線という道路がありますが、これらの道路の整備についても同様であります。

さらにもう一つ、横軸としまして、福島県の二本松から双葉地域にかける阿武隈山系横断道路といふ、これはまだ印も何もついておりませんけれども、私たち、これは避難道路、つまり横軸の骨格の道路としてどうしても必要だ、こういうことでお願いをしているところでありまして、どうぞ御理解をいただきたいというふうに考えております。

今回の事故を振り返ってみると、かつて茨城県東海村のジェー・シー・オーの事故、この教訓が果たして生かされているのかどうかということを痛切に感じております。その際に深谷通産大臣が私の方に参りまして、ジェー・シー・オーの施設と原子力発電所の施設は違う、原子力の施設は多重防護策をとっていて、人々が一の事故があつても完全に放射能物質を封じ込めることができ

る、だから安全である、こういうことを明言されたいようでありますけれども、私も、これには決して逆らうつもりはありませんし、そういう原子炉の体制にはできている、こういうふうに考えておりますけれども、かつての事柄について、十分それを教訓としてこれから原子力行政に生かしていただきたいとお願いを申し上げまして、私の意見陳述にかえさせていただきます。

○村田委員長　どうもありがとうございました。

次に、近藤参考人にお願いいたします。

○近藤参考人　おはようございます。近藤でございます。

私は、お手元の資料に従いまして、三点について意見を申し上げます。

第一は、御審議いただいている法案提出の原因となりました問題の発生要因についての私見でございます。

私は、この原因の第一は、原子炉設置者が、原子炉施設の安全確保活動の社内における管理と検証を行ういわゆる品質保証体制、これを整備、機能させることを怠っていたということ。そしてまた、一九九一年、美浜発電所の蒸気発生器細管破断事故が起きたわけですが、このときに通産省は、この品質保証体制を経営のトップに属するものとして整備することを全国の原子力発電所設置者に提言したわけでございますが、その後のフォローアップを怠っていたのではないかということを指摘したい。

それから第二は、規制当局が当時、保安検査制度を持たない、それから専門技術的な面で行政資源が不足していたこともあるのでしょうか、安全性を定量化する有力な手段として国際的評価を確立しております確率論的リスク評価、これを重視していないなかつたということもありまして、その重要な入力となる点検結果や補修活動のデータが持つ規制政策上の意義、これに対する認識が現在より希薄であった。したがって、発電所に運転管理

専門官を常駐させていたのにもかかわらず、専門官を通じてこの種のデータを体系的に収集、活用するという活動を行つておらなかつた。したがつて、結果として、そうした設置者のこの種のレベルの保安活動についての不正を知り得なかつたとてありますけれども、かつての事柄について、十分それを教訓としてこれから原子力行政に生かしていただきたいとお願いを申し上げまして、私の意見陳述にかえさせていただきます。

○近藤参考人　おはようございます。近藤でございます。

私は、お手元の資料に従いまして、三点について意見を申し上げます。

第一は、御審議いただいている法案提出の原因となりました問題の発生要因についての私見でございます。

私は、この原因の第一は、原子炉設置者が、原子炉施設の安全確保活動の社内における管理と検証を行ういわゆる品質保証体制、これを整備、機能させることを怠っていたということ。そしてまた、一九九一年、美浜発電所の蒸気発生器細管破断事故が起きたわけですが、このときに通産省は、この品質保証体制を経営のトップに属するものとして整備することを全国の原子力発電所設置者に提言したわけでございますが、その後のフォローアップを怠っていたのではないかということを指摘したい。

それから第二は、規制当局が当時、保安検査制度を持たない、それから専門技術的な面で行政資源が不足していたこともあるのでしょうか、安全性を定量化する有力な手段として国際的評価を確立しております確率論的リスク評価、これを重視していないなかつたということもありまして、その重要な入力となる点検結果や補修活動のデータが持つ規制政策上の意義、これに対する認識が現在より希薄であった。したがって、発電所に運転管理

なければならないということを申し上げたい。

そうすれば、当然のことながら、政府は規制当局に、このことを可能ならしめる適切な行政政策と規制しない事項の区別や、合理的かつ明確な安全基準を、最新の知見を踏まえてその妥当性を社会に説明しつつ制定して、以上をあわせて、効果的かつ効率的な行政活動を行うべくということが指摘できることになるわけです。

第二の基本原則は、設置者の実施する安全確保活動の最大の顧客、最近の品質保証活動では顧客満足ということが重視されますが、最大の顧客は発電所の存在する地域社会であるということを原則とすべしということです。そうしますと、当然のことながら、顧客満足等を目指す設置者の品質保証活動というもののにおいては、点検結果とか、あるいは付随するさまざまな補修活動等の安全確保活動の内容を地域社会に対して公開し、丁寧に説明し、その意見をみずから活動にフィードバックしていく、こういう地域社会におけるコミュニケーション活動を最も重視すべきということになります。

それから第三に申し上げたいのは、政府に求められる具体的な再発防止対策ですが、これは四つから成ります。

一つは、設置者が定めて、規制当局が原子力規制法等に従つて灾害の防止上十分な内容であることを条件に認可する保安規定に、設置者の安全確保活動に係る意思決定の基準とか実施体制、それから設備等の点検、ふぐあいの管理、点検結果の評価基準あるいは記録のあり方等々、さらに加えて品質保証体制、こうしたものにより詳細に規定するということが重要ではないかというふうに考えます。

第二は、規制当局は、そうして詳細に定められた保安規定に従つて、当然のことながら設置者がなす安全確保活動あるいは品質保証活動、こ

これが適切に行われることをみずから確信し国民に説明できる、それを確信するのに必要な限りにおいて、いつでも、どこでも、どこまでも検査する、あるいは監査する、そういう権限を有しているということを明確にした上で、具体的には、当然のことながら、統計的あるいは俗に言う抜き打ち的手法も含めまして、最も効果的にその検査、監査をするということが大事ではないかというふうに考えたと申し上げたい。

それから三番目は、規制当局というのは、規制判断に係る技術基準は、安全に関して権限を付託されているわけでござりますから、そのリスクを低減する効果の大きさを物差しとして、あいまいさのないものにするということ。そして、その制定に当たっては、公正、公開、公平の原則を踏まえたプロセスで利害関係者の意見を十分参照して、関係学会では、普通こういう基準というのは五年ごとに必ず見直すという見直し規定を持つておりますので、そういう意味では、最新の意見を踏まえて制定されているものが学会知見である、ですから、そうしたものを使い活用するということが大事ではないかというふうに考へるわけであります。

これは、先ほど維持基準のお話がありましたけれども、維持基準についても、そうした意味では、現在学会が既にそうした案を用意しているところでございますので、こうしたものを早急に活用して、国民の理解を得つつ制定していくべきと考えるところでございます。

それから四番目。保安院は、二〇〇〇年一月の設立以来、国民の安全を守る「強い使命感」「科学的・合理的な判断」「業務執行の透明性」「中立性・公正性」を行動規範に据えまして、国民への説明責任を果たすべく、リレーションナルマネジメントを導入して信頼を得るべくの努力をしているというふうに評価をされるわけでございます。

しかしどうも、やはりリスク情報の活用とか基準の整備等に迷いやらおくれがあるところは皆様

の御指摘するところでありまして、これは結局のところ、専門的技術能力と申しましようか、そういう行政資源が不足しているというふうに考えるべきではないか。

したがつて、今後、皆様の期待にこたえた十分な規制活動をなすといたしますと、それが原子力発電所の計画的な運用を妨げるものであつてはならないわけでありまして、そういう意味で十分な規制活動の配慮をお願いしたいというふうに考えるのでございます。

終わりに当たりまして、原子力発電というのは、我が国の電力供給の三分の一を既に担つております。また、国際核不拡散体制の強化にコミットしている我が国におきまして、二国間協定やら国際条約の求める国際約束を踏まえて計画されたブルサーマル計画の着実な実施というのは、我が国の国際的信用にかかる重大な責務でありまして、今回のことによつてこれが大幅に遅延するということは、最近頭在化した北朝鮮の核開発問題に対応しなければならない我が国の国際的立場を弱めかねないなど、我が国の国際的信用にかかる重大な課題というふうに考へるわけでございます。

したがつて、今回の問題で失墜しました我が国の原子力安全確保体制に対する国民の信頼は早急に回復されるべきであると考へまして、その方策として、この政府提出の二つの法律案は最低限必要不可欠なものと考へておりますことを申し上げて、意見陳述を終ります。(拍手)

○村田委員長　どうもありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○村田委員長　これより参考人に対する質疑を行います。

私は、東京選出の国会議員でございまして、一〇〇〇年三百六十五日のほとんどを東京電力の電力の消費者として暮らしております。そしてまた、きょううこの席に同僚議員、福島県選出の吉野正芳さんと、この東京の人間が電力を使っていられるのは福島県と新潟県のおかげであると言ひ聞かされて

いる、そんな状況でございます。

そうした中で、今、平山知事、そして岩本双葉町長さんのお話を伺いながら、本当に御苦勞をかけつつありますと、ほつとした次第でございまます。

と申しますのは、これも確認させていただきたいのですが、東京電力にこのような不正なことがあつた、だから今すぐ東京電力出でていつてくれあるいは原子力などというものをやめろ、そういうおっしゃい方ではなかつた。おかげ、これから冬が寒く厳しくなつてくると、早いこと再開しないと、この関東地区において、皆様方の新潟や福島県は東京電力の電力じやないんですけど、我々関東の人間が、停電をするかもしれないということまで御心配いただいたということ、本当にうれしいなと思っております。

今この点について、これを事として、原発をやめるべきだという声が、勝手に起こそ人がいるわけですから、私はそれは無責任なことであつて、原子力政策の根幹とこのチェック体制の整備については別のあると考へているんですけど、それが今より増すという方向に行きかねないと、いう危険性があることも十分御認識いただきながら御論いただきたいというふうに思つて、いる次第であります。

○岩本参考人　お話しございましたことであります。が、確かに、今回の一連の自主点検不正の問題については大きな怒りがあつたことは事実でありますけれども、これまで構築されてきました信頼の関係といふものを何としてもやはり持続したい。そういう中で、我々行政者はもちろんそうありますけれども、立地の住民としましても、エネルギーの基地として、とりわけ首都圏に電力を送る、エネルギーを供給する、そういう使命感みたいなものが何となくあるんですね。

そういう中で、日本のためにも、また自分たちの子や孫が東京に行つて、首都圏に行つていい

そのショックが大きくて、今無力感から立ち上がれないでいるというのが正直なところだと思います。

る、その子供たちに不自由させないためにもとう思いが多分にあると思います。したがって、うせつないけれども、これまでの信頼関係というものを継続させたい、持続させたい、そういう思ひの方があむしろ強いんじやないでしょうか。

だから、無条件でそれを黙過するということではなくて、句読点はつけないと。そして、このように安全性は確立しておりますということを、そういう姿を具体的に見せて、できるだけ早い時期に立ち上げもらいたい、平常の運転に返つていただきたい、こういうふうに実は希望しているのが実態であります。

けさの新聞なんかを見ると、東京電力、新潟も含めて十七基あるうちに、来年の三月まで十五基とめてしまふ、二基しかありません、これでは、一体どうなるのかという心配が実は私どもにあります。

平山山事がおつしやるよう、今まで原子力に理解をし推進してこられた方ほど傷ついておられていること、そしてまた、町長さんがおっしゃいましたように、首都圏に電力を送る使命感、そして、せつない中でと言わされました、本当にその重みを、私も含めて、東京で電力を消費している人間がもつと本当に自覚しなければいけない、そういう思いでございます。

そして、近藤教授は、今回この法律改正の中核となるたたき台の委員会のまとめ役でいらっしゃったわけでございます。私は、近藤委員長が保だけない、信頼の確保というのが必要なのだとか。その中で二つ質問がございます。一つは、首長さんがおつしやいました、保安院とそして原子力

安全委員会との関係、これはダブルチェック機能を持つのかどうかということ。そして保安院が、企業の検査を受け入れるだけじゃダメで、自分のところとしてのしつかりとした検査をしなければいけない、その体制が実際とれるのかどうかということについての質問が一つ。

もう一つは、質問というより要望なんですが、近藤教授も東京大学において原子力の工学、これから原子力技術を担っていく若者を育てる、教育する立場にいらっしゃいます。東京電力という会社は、今回の事件で南社長を含む役員を退陣させた。私は、これは企業としてはそれなりにつつきした非常に早い決断だと思います。しかしながら、この原子力村、原子力の専門家だけで閉じこもって、プライドを持って、ほかの人に言つてもわかる知らないだらうみたいな態度があつたとした

ら大変なことでございまして、原子力という極めて専門性の高い、そして非常に重要な分野を担当していく若い方々、そして、もちろん現場に出ておられる方々も含めて、原子力工学の専門家としてこれから精神的にも育て上げるというお気持ちを持つていただきたい。

以上、二点です。よろしくお願いします。

○近藤参考人 第一の点は、原子力安全委員会の持ついわゆるダブルチェックということについて、それが本当に機能しているのかという、あることは、それが本当に機能しているのかなという

ことについては大変疑問を持つております。大事なことは、検査なりの活動がきちんと手続を経て、きちんとした検査結果等の、手続からだがどういう作業をしたとこの記録等がきちんと整備されているという環境をつくって、その上でそれを第三者の目で見ると、そういう監査の機能をちゃんととする。

通産大臣といふか所管大臣が、設置許可を与える委員会の位置づけは、明確になつていますところは、いわゆる基本設計に関する審査、俗に一次審査と言つていますけれども、一次審査に関して、したがつて、これについて、当然省庁における一次審査を踏まえて原子力安全委員会でそれをチェックする、これがダブルチェックという言葉のもの

の意味なわけですね。これは、いわば法律上にありますから。そういういわゆる品質保証マネジメントの仕組みは国際的にもそういうルールになつていていますから。そういう品質保証の仕組みをちゃんとするということがまず第一であつて、検査検査検査といつても、あの人人が検査した後また検査せられてと、検査させられる立場になつて考へますと、だんだんおかしくなつてくるわけです。です

あのジェー・シー・オー事故を踏まえまして、原子力安全委員会は、原子力安全行政一般について責任があるという観点から、みずから進んで、省庁の運転管理にかかる審査の分野にもいわゆる監査の目を光らすということで、そういう活動を最近始めたということでございまして、そういう意味で、私の理解では、現在のシステムというか法律体系の中では、法律を拡張解釈すれば何でもできるということもある、原子力安全行政に関すること一般といえば何でもできるということもあるかもしれませんけれども、いわゆる法律を厳密に解釈する立場からしますと、安全委員会としてどこまでやつていいかということについて、必ずしも明確に定められていないところで最大限の努力をしているのかなどというふうに思いますが。

それから、保安院がさまざまな検査をするといふところ、みずから保安院に検査能力ありやといふことが関連しての二番目の御質問と思いましたけれども、私は、これは全体として、先ほど申し上げたことを繰り返すことになる部分もありますけれども、Aさんが検査してBさんが検査してCさんが検査してと、検査を繰り返すことが果たして本当の意味で実現の追求に迫れるのかなという

ことについては大変疑問を持っています。大切なことは、検査なりの活動がきちんと手續を経て、きちんとした検査結果等の、手續からだがどういう作業をしたとこの記録等がきちんと整備されているという環境をつくって、その上でそれを第三者の目で見ると、そういう監査の機能をちゃんととする。

私は、そういう本当の真に迫るような仕組みをつくるということが大事で、そういう意味で考えますと、現在の保安院の体制で、何人かの方が行つて、そういう親しく話し合つてというような環境ができるだけの資源があるかと、ということについては、いささか私は不安でございます。そういう意味で、行政資源の専門的能力のある、そういう心理学的な学識もある人が検査官になれるよう、そういう学術的、専門的、技術的な面での行政資源の充実をぜひお願いしたいということを申し上げた次第でございます。

それから、第二番目の問題。教育における原子力村と、その他の学科の卒業生が関係しておるとすれば責任重大であるわけでございますが、私どもは最近二つのことを、一つは、いわゆ

る高度成長期のように特定の分野を目指した教育システムというものをやめまして、東京大学としては、変化の時代ですから、なるべくさまざまな未来の変化に対応できる基礎的な体力、学力のある学生をつくるということを学部教育の柱に置いています。そして、さまざまなかっこいいことを教育する主要手段にしています。ですから、従来のような知識詰め込み型はすっかりやめまして、ほとんど午後の時間は全部ケーススタディーを教育として、工学部もすっかり変わってしまったんですね。

それからもう一つ大事なことは、倫理教育ですね。技術者倫理というのは非常に重要でございまして、これも工学部全体として技術者倫理教育といいうものを重視するようになつて、それから、これは特に原子力学会とか各学会におきましても倫理規程を整備して、技術者としての正しい振る舞いというものについて相互啓発をするよ

うにしております。

こういう大学における取り組み、あるいは社会におけるそういう倫理の取り組みといいうものが、恐らく将来において意味をといいうか効力を發揮するものというふうに私どもは期待しております。

○松島委員 どうもありがとうございました。

○村田委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 参考人の先生方、大変御遠方を含めて御苦労さまでございます。

今日は、日本のエネルギーの問題、すなわち原

子力エネルギーが、今の日本のエネルギーの三分

の一を今日まで補つていただいているわけであり

ますけれども、今般の事故その他の問題を含め

て、やはりある面では信頼を失つてきた、原子力

に対する信頼というものがゼロになつたという

か、私は、マイナスからスタートして築き上げて

いかなければいけないんだろう、このように思つております。

もう一つは、安全の神話というものが、ある面

では非常に疑問視されるようになったのではない

か、このように考へているわけでありますけれど

も、これらについて、大変一番御苦労いただいております地元の知事さん、あるいは原発十基を抱えております岩本町長さんに、その辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

○平山参考人 先ほども申し上げましたけれど

も、今回の問題においては二つの問題がありまし

て、一つは、御指摘のように、安全の神話が崩れ

たという問題であります。もう一つは、信頼が崩

れた、この二つの面があるわけです。

安全の問題につきましては、当初のGEの内部

告発においては、保安院からも直ちに、安全であ

ることはないという説明がございました、我々

もそつとだと思っていたわけです。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、

格納容器の密閉度の国検査に対する不正事項、

裏から空気を入れて密閉度の数字を規定内におさ

まるようにしていったということになりますと、國

の検査における数字、その数値は〇・一二%だつ

たでしょか、だという数字自体は、実はその

前、二%ぐらいあつたんだという話が漏れてきて

いるところを見ますと、本当に安全と言われてい

る今、守られている数字自体が大丈夫かというこ

とになりますし、その一次的責任を負つている國

の検査自体を本当に信頼していいのかということ

については、地元の住民の皆さんからは疑惑があ

ります。これによって安全の神話は崩れたと言

わざるを得ないと私は思っています。

地域としてはこのまますと信頼関係を継続し

ていきたいたい、そういう思いが、不信の面はありま

りますけれども一方ではそういうことがある。つまり、極めて矛盾した複雑な気持ちの中にはありますけれども、安心感を与える、信頼を行う

だ、そういう事柄をもつともつとやはり探求して

いく必要があるのかなと。

地域としてはこのまますと信頼関係を継続し

ていきたいたい、そういう思いが、不信の面はありま

りますけれども一方ではそういうことがある。つまり、極めて矛盾した複雑な気持ちの中にはありますけれども、何度も申し上げますけれども、とにかくできるだけ早く問題の収束を図つて立ち上

がついただきたい、これが大きな願望であります。

○田中(慶)委員 そこで、お伺いしたいのは、大

変恐縮でございますけれども、近藤先生私は、

非常に信頼とか安心という対策に対する配慮は十分でなかった、ここにおいて信頼が崩れた

原因があつたんだろうというふうに思つています。

○岩本参考人 今さら申し上げるまでもありませんが、なんけれども、先ほども申し上げましたように、原

子力については、地域は何といっても大きな信頼

子力についても、地域は何といっても大きな信頼

子力についても、地域は何其它问题がございました。

○田中(慶)委員 そこで、お伺いしたいのは、大

変恐縮でございますけれども、近藤先生私は、

非常に信頼視されるようになつたのではない

か、このように考へているわけでありますけれど

確になつてゐるんですけれども、維持基準がな

いじやないかと言われてしまつたわけで、連携は

なかなか難しいと思うんですけれども、安全委員会が目立つようになるのがいいのか、行政庁がきちんとやつて、安全委員会は、本当の意味で奥の院で、本当に困ったときだけ出てくればいいのか、勧告と申しますようか、行政庁のあり方について適切な勧告をなすということが非常に重要で、その意味で、私は、最近なされました経済産業大臣への勧告というのは非常に重要な内容を持つていて、そのところが大事だと思うんですねけれども、御指摘のように、現在のような状況におきましては、安全委員会が適切な指揮と申しますようか、勧告と申しますようか、行政庁のあり方について適切な勧告をなすということが非常に重要で、その意味で、私は、最近なされました経済産業大臣への勧告というのは非常に重要な内容を持つていて、そういうふうに理解をしております。

○田中(慶)委員 原子力安全委員会がスタートされて三十数年たつております。しかし、勧告されたのは今回初めてですよ。そういうことを含めて、私は、少なくとも今日まで幾つかの事故があつたと思います。そういう点での危機管理というものがなんないです。だから、逆に長い間のなれ合いでこのような事故が起きたと私は思っているんですけども、現場におられる知事さん、この辺についていかがでしよう。

○平山参考人 東電におけるこの不正事件が起つた中で、一番最初に私が東電の皆さんからのお話を聞いたときの発言で最もいまだに気になつておるのは、新車のタイヤについては、さらっぴんでこれは安全性が守られているけれども、走り出してどのぐらい摩耗したら取りかえるべきかと、いうこの基準がないことが今回の事故の一番大きな背景にあつたんですよ、こういうことをおつしゃつた東電側の方がおられて、それは確かに、維持基準という問題がなくてあいまいだったということはううだけれども、この不正事故が起つたことをそのせいにするのかと、私としてはんなことはないわけでありまして、なかつたからみればちょっと怒りがそこにわいてまいりました。

だつたら、ちゃんとしなかつたということの言いわけがそこにしかよりどころとして、言いわけとして言うことが本当に今正しいのかといえばそんなことはないわけでありまして、なかつたから

あいまいだったと言うのであれば、では、何によつてちやんとやつてきたといふうに今まで我々に説明したんだと言わざるを得ないわけでもあります。そのことにおいて、やはり、この維持基準の問題も含めて、原子力安全委員会、そして保安院、この体制がしっかりとしていたかどうかについて私は疑問があると思います。

ジェー・シー・オーの事故のとき、実を言うと私は、この問題についてはもっと保安院のことこの強化をすべきだし、場合によつては独立の議論をきちんと一回しておくべきだたといふうをきさつがあつて今の形になつたんだと思ひます。

を原正接 へそい町間な限〇 オメ顯いのち中立政がま しる里にあ替て徳 に さ

ま仕事、こういうふうにしていかなければいけないんだろうと思つております。これについて知事にお伺いしたいと思います。

時間の関係でもう一つお伺いしたいのは、今、維持基準の問題、点検の問題、問われているわけありますけれども、原子力立地県として組織する協議会があるようであります。ここでは、維持基準は国民的理解を得なければつくるべきではないという、こんなことを何かきょうあたり国会に申し入れをするようでありますけれども、その辺について、双葉の町長さん、あそこは十基もあるわけですから、これらについての見解をお伺いしたいと思います。

もう一つは、近藤先生にお伺いしますけれども、私は、今回の問題というのは、根本的な欠陥があると思うんです。ということは、今の原子力政策は電気事業法に基づいた政策になつております。ですから、極端なことを言えば、火力発電を中心とする政策がこの原因をつくっている。本来ならば独立した形の中で原子力政策、原子力発電の政策を打ち出さなければいけなかつたのではなくいか、そのような法律の基本的な問題、ここに問題がある、私はそのように思つておりますけれども、これらについて先生の御見解をお伺いします。

それぞれ三人の先生方、お願ひします。

○平山参考人 平成八年に、福井と福島と私で三県知事の提言というのを行いました。その基本的な趣旨は、国民的な合意、いわゆる原子力発電の政策を打ち出さなければいけなかつたのではなく、國においてもしっかりと考えていただきたい、そういうことを申し上げました。

今回も、この問題が起つた後、小泉総理に直接申し上げました。総理は、しっかりとやるとな、拉致の問題とあわせて、この原子力発電の不正事件の問題、しっかりと対応しないと今後の国のか町村の問題にのみどまつて、このことについて国においてもしっかりと考えていただきたい、そういうことを申し上げました。

Digitized by srujanika@gmail.com

いうふうに私には答えておりますけれども、その後の状況を見てますと、果たしてそう受け取つているかどうか、まだ私は信頼を完全に戻していく状況にはございません。今後ともそのことについてはしっかりと見守つてまいりたいというふうに思ひます。

維持基準については、御指摘のように、原発協、立地都道府県、今回北海道が幹事でありますけれども、まとめたところでありますて、間もなく国に要望しようということになつております。

その中におきまして、国の今回の維持基準の議論に対しても十分な国民的な理解を得るよう、その内容について周知徹底を図つて、そうでないと、先ほど言つたように、この事件が起つたから、そこに原因があるんだからつなぎやいけないとなると、新車の基準より緩い基準でやるという、安全基準が後退するような心配を住民はしているわけですので、そのことをきちんと、そういうのならば、ないと。このレベルできちんと守るんだというのならば、そのことを説明して、理解を得られて初めて実施してほしい。

そうでなければ、単に決めましたというだけではとても、この事件の後に、安易な基準に、次に移つただけだというふうにとられて、信頼の回復はむしろマイナスになるということを申し上げたくて原発協でもその一項を盛り込んで要望しようということにしている次第であります。

○岩本参考人 安全基準、技術基準というのと同時に、維持基準を明確にするということが、私は、今日、原子力発電の保守管理等の中から必要なかななどいうふうに実は思つております。維持基準が明確になつていれば、地域の方々にもそれを示して、納得のいくような原子力の管理が、また運営ができるのかな、こういうふうに実は思つておりまして、維持基準を定めるというのは私は賛成であります。

○近藤参考人 御質問にお答えいたします。

現在の原子力発電所の規制が電気事業法中心であるところ、母体が火力発電所の事業規制にかかる

わる法律であるがゆえに原子力に関する法規はいろいろとござるが、そのを来しているのではないかということです。

御承知のように、原子力発電所の規制、つまり原子炉規制については原子炉等規制法がありまして、それを柱とし、ただ、原子炉規制法というの非常に大枠ができていて、設置許可という行為があり、工事認可をしまして、保安規定を定めましょ、定期検査をしましょ、粗っぽく言いますとそれぐらいしか書いていないわけです。ですから実態は、そこを省令等に落としていくことが必要になるわけです。

その際には、電気事業法というのは非常に長い歴史があつて、いろいろな意味のトラブルごとに、いわば、パッチワークと言つたら怒られますけれども、それぞれの時点でいろいろなことを差し込んでいますから、それぞれの歴史的な知見の集積であるという意味で大変参考になるわけですが、そういうことを考えるときに。ですから現在も、自主点検というのは、本来保安規定に書いていただいて、そのとおりやつていただくなのが趣旨なんですねけれども、電気事業法を見るとそういうコンセプトがそこにあるものですから、それを持つてきて使うということもやつてきているわけです。ですから、私は、その両方のいいとこ取りをしてやつているというふうに思います。

ただ、御指摘のように、立法精神が一貫しているかということについてはいささか私自身も問題意識を持つていて、この法規制小委員会でもその点については随分と議論がありました。法律の専門家からもそういう問題提起がありました。そこで、しかし、今回は緊急ですのでこれだけの提言にさせていただきまして、「おわりに」というところを設けまして、そこにこう書いてござります。「我が国に原子力事業が行われるようになつて三十年余を経過しており、様々な情勢変化も生じていてるものと考えられるところから、今後、安全規制法の在り方について更に抜本的な検討が必要になることも想定される。」と書きまし

て、さまざま委員から、この関係はいかぬ、かそこを来しているのではないかということです。

提言をいたいたところについて、今後かかるべきときにはこうすることを考えいただきたいといえます。

これはについては原子力委員会あるいは原子力安全委員会が発議するのが適切かとも思いますが、それでも、ぜひ御指導いただければというふうに思います。

○田中(慶)委員 以上で終わらせていただきま

す。ありがとうございました。

○村田委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。きょうは、貴重な御意見をちょうだいしまして、本当にありがとうございました。

早速質問に移らせてもらいたいと思うのです

が、原子力政策におきまして最も大事なものは、やはり立地住民との信頼関係であるというふうに思つております。今回の事件では、一事業者だけではなくて、国との信頼関係もまた大きく損なわれたというふうに認識しております。

長年にわたつて虚偽の報告をしてきた事業者、そしてその偽りを見抜けなかつた国の検査体制、そして何よりも、この不正について二年前に国に情報の提供があつたにもかかわらず、二年間もこ

れを地元住民に知らせなかつたという国の対応のまづさ。私は、これら一連の行為は、原子力立地地域住民に対する官民一体となつた背信行為といふふうに言つても過言ではないというふうに思つております。平山参考人がおつしやいました、安全と信頼が目に見える形で担保されなきやならぬ、全く私はそのとおりだと思います。

今回の事件に関して、関係自治体の皆さんから

は二つの提言がなされております。一つは、第三者機関による検査体制の確保、二番目は、原子力安全基盤機構という、これは從來のものが三つ一緒になつているわけありますから、その中でこれがどういう機能を果たすのか。書いたもの

と岩本参考人にお尋ねしたいと思います。

この二点について、なお追加の説明が、補足の説明があればしていただきたい。そして、今回の法改正で皆さんこの提言、要望が十分に生かされていると思われるかどうか、参考人の御意見をちょうだいしたいと思います。

基盤機構、今回新しくつくつたわけでござります。

かれども、これとの関係で十分に皆さんのお意見をちょうだいしたいと思います。

けれども、生かされていると思われるかどうか、参考人の御意見をちょうだいしたいと思います。

○平山参考人 一言だけ申し上げたいと思います

けれども、ブルサーマルに関して刈羽村で住民投票が行われました。そして、結果的にノーという

票が投げ出されたわけです。

そのときの住民運動の中で、こういう言葉が出ました。一番我々が信頼を置いているのはNPOの皆さんだ、その次は村です、その次は県です、そして最後に電気事業会社と国という順番になつていました。逆に言えば、一番信頼していないのは国であつて、その次は事業会社、そして三番目は県、こういうことでありまして、いたくこのことは私たちにとって厳しい指摘でありました。

そのときに、国に参りまして大臣にお願いして、現地に国の責任者なり担当者を置いて現実の声を聞くようにしてほしいということと、その後、担当者が柏崎刈羽に張りつくようになりました。

こういうことで、安全に責任を持つていて國がじかに住民と話し、顔が見える形でのつながりをつくりつてもらいたいということで、その

改めて、このことをどう構築していくかを考えなきやいけないことだと思います。

その中で、今回打ち出された対策の中で、実をつてしまつたというものが現状であります。もう一度

改めて、このことをどう構築していくかを考えな

うふうに言つても過言ではないと、その努力も、緒端に今回の不正事故が起つて、その努力も、緒

に住民と話して、顔が見える形でのつながりをつくりつてもらいたいということでスタートした途

じかに声を聞くようになりました。

こういうことで、安全に責任を持つていて國がじかに住民と話し、顔が見える形でのつながりをつくりつてもらいたいということで、その

改めて、このことをどう構築していくかを考えな

うふうに言つても過言ではないと、その努力も、緒

に住民と話して、顔が見える形でのつながりをつくりつてもらいたいということで、その

改めて、このことをどう構築していくかを考えな

うふうに言つても過言ではないと、その努力も、緒

ようになるのか、このことが見える議論としてきちんと確立されるということが大事だと思います。

その上で、やはり原子力行政の一番大事なところであります消費者と立地住民との間における信頼関係というか国民的な合意があつて、ここがないと、すべての問題を任せられて苦労だけさせられてしまうというこの不満が、常にこういう問題が起っていることとも、ベースとしての一番大事なこととしてやはり指摘せざるを得ないかなというふうに思つております。

も、それを厳粛にとらえて実行するという倫理的観とか使命感がもし欠如をしていたらとんでもないことになってしまふのかな。つまり、決められた法もそこでおろそかにされてしまう。私は、やはり人間としてどうあるべきかということがとても大事なことなんぢやないかなというふうに思つております。

結局、今回の一連の問題については、技術的にどうなのよりも、つまり多年にわたつて築き上げた信頼が一瞬にして崩れてしまつたというところに大きな問題があるわけであります。これは人間同士の問題であります。

人間同志の問題ではないで、したがつて、一昨日、原子力委員会との意見の交換もやりましたけれども、そこで私は申し上げましたけれども、技術者、とりわけ国の検査官、さらには電気事業者の自土点検に当たる方々の倫理観とか人間性をどういうふうに高めていくかということにも含め、同時にまた技術関係も加味しました。改めて人づくりをどうするかという、そういう施設をぜひともつくっていただきたい、これは、私どもは多年にわたつてそういう要望をしてまいりました。

そういう施設をつくればいい、技術者養成、また人づくりの施設をつくればいいということだけではありますけれども、国はもつと原子力問題ではありますけれども、

○土田委員 情報開示がまず必要で、そしてまた、地域の方々とのコミュニケーションが非常にうふうに私は認識をしております。どうぞよろしくお願ひします。

重要であると、特に近藤教授からは「コミュニケーション活動が重要であるとおっしゃいました。」
まず、岩本町長さんに伺いたいんですが、先ほど、そういった説明会を開いてもなかなか皆さん集まつてこられないのが実態である、町政の話になると五十人集まるけれども、原子力の話になると七、八人しか集まらないというんですか、そのコミュニケーションのとり方について、岩本町長さんにはまず伺いたいと思います。

いいのか、具体案についてお尋ねします。
○岩本参考人 先ほど申し上げました、東京電力
が各地域にわたって説明会をおわびをしながら
やっているようでありますけれども、参会者も少

のうござります。ただ、これは第一回目でありますして、これからかなり辛抱強く、地域住民との関係をより濃密にするためにしつかりやつていくんじやないかというふうに思ひます。

が地域の中で今やらなければならないのは、信頼回復を図るために社会活動だというふうに思つてゐるんです。そういうところを東京電力はある程度とらえながら、地域との関係、言語関係をいか

に回復していくかということであり、かなり熱心に取り組んでいるようでありますけれども、これを統けていく中に、やがて近い将来、本当の信頼関係がまた回復するものと、こういうふうに期待をして

おりまして、これは、行政という立場においても一端の責任を痛感しながら、今後、地域の皆さん方ともそういう相関関係をきちんとつないでいきたい、こういうふうに考えております。

重要と申し上げたところ、その方法いかんとい
うことでござりますが、その目的とするところは、
東京電力という言葉を使わせていただけば、東京
電力が行っている安全確保活動に対して地域社会

の方が信頼できると思う、そういう状況をつく
ということありますから、今、東京電力の立場
に立つて言つておりますが。

分場の議論を、いわゆるデュープロセス、つまり公聴会をやり、意見を吸い上げて、それを踏まえて政府が決定をするという作業を始めたわけで、吉田、まさこ公聴会こへようつしげ、手

はちゃんとやっているんだけれども、実態として、本当に意味で住民の声を聞いたことになったのか、という反省があって、そのプロセスをほうり投げたことがあります。

ですから、私は、そういう危機は常にコミュニケーション活動にはあるということを認識に置いて、しかし、信頼されなければ発電はできない、これが基本的な方程式ですから、この中で、し

し、いかにして信頼を得ていくか、信頼を得るには、心を開いて話を聞いていただかなければならぬということを深く念頭に置きながら、別訪問が適切であると思うならばそれを最大限つけて、二三の訪問を行なう。

やめていたたして、とにかく話を聞いていたた
きのことから地道に積み上げていくという
と。信頼というのは本当に一日一日の積み上げ
しか形成されないものとよく言われますけれ
ども、そのことを耳に铭じて行動していくべきの

適切じゃないかな? というふうに思います。

をモニターしているか、説明できるだけの能力も知見と知識を蓄積しているのかということに対しても、やはり同じと私は考えておりまして、規当局が、設置者の行っている安全確保活動をモニターし、当事者との人間関係を確立して、

の適切さを判断して、そのことをまた人の心をもつて住民の方に伝えていく、そういう地道な活動の積み重ね以外に名案はないというふうに考えておるところでございます。

○土田委員 今回の事件のようなことの再発防止のために、岩本町長さんがおっしゃったようなら、最終的には人間の問題であろうと。近藤先生からも同じような話がされました。

今回、規制を強化しましてさらに厳しく厳しくやつしていくわけでござりますけれども、そななればますと、どうしても当事者というのは、国の基準に合致しているんだから問題ないだろうという辯えがそこには出てくるんじやないか。いわゆる、次的には自分たちの責任でやるんだという自効力の芽を摘んでしまうおそれがあるんじやないかという気がしてならないんです。

ですから、その点についても、今近藤先生からお話を大体ありましたので理解をするわけでございますが、ちょっと近藤先生に聞きたいんですけど、れども、ひび割れの進展予測、なかなか難しいとおっしゃいますけれども、実際にそういういつたものがあつて、その検証をして、検査をしてやつしていくのが一番いいんですけども、これについて、今どういった状態で、今後どういった経験を積んでいくべきかというふうに考えられますか。

○近藤参考人 ひび割れの進展予測でござりますが、今問題になつていますのは、いわゆる応力腐食割れと言われているカテゴリーの腐食のモードであります。これが難しいのは、どこでいつ発生するかという発生の予測が大変難しいのが一つであります。もちろん複雑なバス、ガラスがどういったところでございまして、いろいろ材料をつかって、こういう材料ならば発生しにくいかなどいうことで努力を重ねてきているというのが現状でございます。

一方、進展というのは、最近の破壊力学の理論の進歩と、それからコンピューター等の技術の進歩もありまして、進展自体についての予測は、れどもまた、もちろん複雑なバス、ガラスがどうれるかという問題にやや近いものであります。

実際にこうなるということは難しいんですが、しかし、平均的な病像と申しますか、平均的な振る舞いとしてのひび割れの進展についての予測は、一応、実験を踏まえた、これはもちろんやれば実験でデータが手に入りますから、その範囲では、応力場をきちんと決めた実験をやって、データをとり、それをモデル化してということでは、一応、先ほど来申し上げていますような議論にたえる式が手に入っているという理解をしておりまします。

○土田委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

きょうは、大変貴重な時間を私どもの委員会のために割いていただき、本当にありがとうございます。

私ども日本共産党も、八月二十九日、記者発表があつた当日に福島第一原発に入ったのを初めとして、以降、福島第一あるいは刈羽、そして美浜、浜岡、こういう各原発等を調査し、また、自治体の責任者の方とも、いろいろお話を伺つてまいりました。そういう中で一番強く感じたこの一つが、きょうもそれでお話もありましたけれども、これまで原発を支えてきた周辺自治体の皆さん方が大変不信感を募らせておられるということだと思います。

そういうことに関連しながら、きょう質問をさせていただきますが、既に私がお聞きしたい点は、かなりそれぞれから御答弁ありました。ポイントを変えながら幾つかお聞きをしてまいりたいと思います。

最初に、平山知事から安全体制の上で第一に挙げられたのが、企業倫理の確立ということでありました。私もその点は大変賛成であります。

今回、私どもの調査の中で一つ印象的に覚えておりますのは、ある自治体当局の方の、電気事業の自由化と原発の安全対策は共存できないのではないかどうかという御発言がありました。今回の

一連の不正事件、不祥事件の背景には、トラブルの過小評価とあわせて、やはり検査による原発運転の停止、これに対する強い企業としての懸念、経営効率を高めるという発想があったことは、これはもう明白だと思いますね。

この点、企業倫理、今日、私は、東電だけが飛び抜けて企業倫理に欠けているということではなくて、社会全体が、日本食品、日本ハムその他その他、雪印とか、一連の企業倫理に欠ける、もともと、そういうことがこの間相次いでいたわけでありますけれども、そういう、安全よりも効率といふのが大きな背景としてあつたのじゃないかと、いふ点から、これはぜひ三人の参考人の方に、この点からの御意見をいただければと思います。

○平山参考人　今御指摘の、自由化等を含めた効率化あるいは収支に対する厳しさから安全性が二番目にされたのではないか、この疑いについて、私は、この不正事件が起つたとき我々も最初に感じたことでありますて、直後の平沼大臣に対する私の要望の中でも、もし国の中における企業に対するプレッシャーがこういう事件を起こしたとすれば、国においてもそのことを十分反省する必要がある、こういうふうに申し上げました。大臣は、非常にそのときは厳しい顔をされました。それから、東京電力に対しましても、マネジメント上、そのことが末端に対するプレッシャーになつたとすれば、そのことも反省してもらわなければいけないということも事業会社には申し上げました。

そのことが原因としてあつたかどうかについて、は、明確な説明はございませんけれども、私どもとしては、背景の一つとしてそれを指摘せざるを得ないというふうに思っていますので、今後の対応の中でもそういうことが、企業の効率性よりも安全がまず優先されるべきであるという、このしっかりとした認識がされるかどうかについては、ウオッチしていくつもりであります。

○岩本参考人　電気事業者として欠かせないのは、やはり倫理観とか使命感、さらに日本のエネ

ルギー供給をする企業者としての誇りと申しますが、そういうものがあつてしかるべきだと いうふうに思つております。

社風として確かにそういうものがあるはずでありますけれども、隅々までそのような社の方針と いうか、電気事業者としてこうあるべきということが徹底されていなかつたのではないかな、こう いうふうにも実は思つております。

とりわけ、これまでお話をありましたように、現場での点検をする立場の職員が本当に使命持つて事に当たつてこられたのかどうかといふことが一つ大きな問題だというふうに思つております。そして、自分たちが点検をしたもののが結果的にどういうふうにあらわれていくのかということを、責任を果たしていくという事柄についてもいさざか欠落した部分があつたのかな、こう うふうに思つております。

総じて言うならば、やはり点検者としての、また社としてもそういうことになるのかもしれないが、なんけれども、モラルに欠けていた、こういうふうに言つても言い過ぎじゃないというふうに思つております。

ある電気事業者の社員が、今回の問題があらわになつてある意味ではほつとした、こういう実感を述べておられた方もいらっしゃいます。それは、何ともやりきれない思いが悶々として続いた、ここに今すべてをさらけ出した、うみを出したということで、ほつとしたという気持ちを吐露されていたんじゃないかというふうに思います。が、それは真実じやないか、こういうふうに思つております。そこから新たな出発がなければならぬないというふうに、それを私は期待をしておりました。葉もよく使われるようになつてまいりました。

これはなぜかといいますと、まさしく、自由競争、国際化の中でもって企業が生き延びていくためには、何より企業のリスクマネジメント、リスク管理が非常に重要なことで、こういう言葉が最近よく使われるようになつたというふうに理解をしております。私どもが原子力の安全のため開発した手法がそういう分野にも使われるようになつてゐるということかなと思つてゐるわけですが、ござりますが。

この観点で、自由化によつて社会の安全のルールが変わるわけではないわけではありますから、むしろ、安全のルールを満たさないことがわかつた瞬間に企業は非常に大きなダメージを受けるということで、リスクマネジメントが必要です。したがつて、企業におけるリスクマネジメントの最も重要な一つの要素は、社会のルールをきちんと守ることで、コンプライアンスという言葉を使われていますが、法令遵守ということが極めて重要。

したがつて、私は、自由化によつて安全のレベルが変化するということは、安全規制当局がきちんととしている限りにおいてはあり得ないことと、いうふうに考えておりますし、また、諸外国の、自由化が既に進んだ国におきます事例を見ましても、むしろ両立していると言う方が正確だということが言えると思います。

この場合、大事なことは、安全を確保するためには、日々進歩をする学問の成果を積極的に取り入れる環境があるかないか、これが、結局のこところ、競争関係においてすぐれた安全性と経済性を達成していくために重要なわけで、これを許すところ、競争的につれて、科学的合理性のある正しい考え方を受け入れる社会的風土並びにその規制環境がないと、当事者のモラルが減退をして、結果として、経済性は落ちるし安全性も落ちるという可能性が生じる懸念があります。

ですから、私は、最初に申し上げましたように、非常に大事なことは、当事者の科学的合理性に立った提案を真摯に検討し、正しいとすれば、それを国民に説明して、それを新しいルールとして、

ていく行政の姿勢、これがこの自由化時代においては非常に重要ななるのではないかというふうに

今も変わりません。

以上です。

○大森委員 平山知事は、当時の新聞を振り返つては非常に重要なのではないかというふうに考へておられるところでござります。

○大森委員 岩本町長は、私どもの調査の際にも御協力をいただいたわけでありますけれども、九月十日に開かれた福島県原子力発電所安全確保連

以上です。
○大森委員 時間が参りましたので質問を終わらなければならないんですけど、どうしても聞きたいたい点が一点だけございます。

てみますと、大変強い調子で怒りを表明されております。言語道断だ、我々はピエロではないなど

総会議で、事務所は地域との密着性や行政との関係が希薄という印象を受ける、緊密な関係を築い

これは、では平山知事に代表して、代表するわけにはいかないでしようけれども、お答えいただ

とも語ったと言われておりますが、当時、同じ記者への会見の中で、刈羽原発の三号機で計画したプレナーマレ十九画、こしこつ、こは、東電不正開

てほしい、こういう発言をされたと報道されています。この連絡会議の役割とあわせて、この御発言の具体的な意未です。

きたいんですが、今回の事故の最大の教訓というのは、私は、ゼネラル・エレクトリック・インダストリーズの元社員の皆さんがなかつたうちは

「バルサ」マル語面 これは、少くともは 東電不正問題が片づくまでは判断を保留する、当面あり得ないと述べておられるわけなんですが、その姿勢

整備等への要望等も御発言がありました。現実に

その点で、原子力安全・保安院が事故隠しの発
もわからなかつたということだと思いますね。

立場というのは今日変わらないものなんでしょう
か、この点お聞きをします。

相当数の原発が今停止をしているという中で、それによる、直接、雇用等の影響がこのように出て

もわからなかつたということだと思ふんですね。
その点で、原子力安全・保安院が事故隠しの発見も調査も是正もできなかつたということで、それはやはり、この保安院が原発推進機関である経

○平山参考人 先ほど申し上げましたように、私は、原子力政策、国のエネルギー政策に基本的に協力していくという姿勢であります。その前提出は、安全性の確保と住民の理解、この二つであります。

いるというような点が、もし明らかにできるようであれば御説明をいただけたらと思います。

○岩本参考人 今回の非常に残念な一連の不正の問題は、原子炉の停止ということをございまして、何となしに沈んだ、そして寂しい感じがやは

済産業省の一部門にどまっているということにしておきたい。その点で、これは国際的にも、原子力の安全に関する条約では、推進部門と規制する部門を分けるように定めておりますし、国際原子力機関の勧告でも、安全確保

今回の事件において、少なくとも住民の理解はまず損なわれてしまいましたし、安全性の確認ということでも、ある意味ではもう一度確認しなきゃいけない事態も生じているかもしれない。その時点では、実を言うとまだ格納容器の密閉度の問題が出ていませんでしたので、そこまでは申し上げておりません。

り地域全体としてあります。それ自体がやはり人の動き、物の動きにもかなり影響をしております。つまり、活気が損なわれているという状態にあるわけであります。

先ほども申し上げましたけれども、罪は罪として、それはいち早く前非を悔いて、住民の期待にこたえられるような信頼回復を、みずから電気事業者

そのための独立した規制機関を直ちに確立する必要がある、こういうことを述べております。この点で、この保安院についてきちんと、規制部門についてきちんと独立したそういう機関にすべきではないかというのが私どもの提案でもありますけれども、この点、御見解を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

住民の理解は損なわれておりますので、もともと刈羽の住民投票もありましたので、そのことからいくと、今回の事件は極めて信頼関係が損なわれたという意味で、しかも電力会社がみずから損ねてしまつたということに立ちますと、ブルサーカルについて一度同意しました。同意した後に住民投票が行われてノーという住民投票結果が出ていますので、理解が進むまで待つてほしいといふ、前提としての住民理解がとれていないということで、その理解が進むまで待つてほしいということを申し上げたのですが、もう一度、この状況を踏まえますと、同意をした以前、直前の状態まで戻さざるを得ないとということで同意を撤回させさせていただいたということであります。そのことは

業者が社会活動を通じてそれを回復していく、これが当面大きな使命であろううに考えておりまして、今まさに電気事業者は、そこに向けて精いっぱい努力はしているというふうに実は思つております。ただ、その成果はまだまだ確認することはできませんけれども、いずれは立ち上がる日が来るのではないか。そういう日が遅かれ早かれ来ることを期待しているわけであります。信頼回復というのはそう簡単にはいかないと私はいます。その実態を明らかに示していくということが電気事業者の大きな役割でありまして、私ども行政としましても、行政でやらなければならぬ事柄については力いっぱいやっていきたい、こういうふうに考えております。

○平山参考人 御指摘の点については、私は實は、先ほど申し上げましたように、ジエー・シー・オーの事故が起きたときには独立させて外に出すべきだという意見で、そのことを私の意見としては内々申し伝えました。しかしながら、いろいろな議論の中で今の中になつたわけです。この形については、一番心配しておりましたのは、中途半端である、十分なチェックができるだけの陣容にはなつていません。それから、御指摘のように、中に入ることの弊害が起きるかどうか。

今回の事件の中で、実を言いますと、起こったことは、経済産業省の中にいながら、エネルギー部と保安院が縦割りになつていた結果、安全といふ問題が安心という問題まで、ジャッジとしての

○大森委員 ありがとうございました。
○村田委員長 大島令子さん。
○大島令子委員 社会民主党・市民連合の大島令子さんでございます。きょうは遠くからありがとうございました。
商業用の原子炉が稼働しまして四十年たちました。この間、多くの事故、事件がありましたけれども、その都度報道されてはきましたけれども、マスコミの露と消えてしまつてきただなということを感じました。それは、平山知事がきょう冒頭のおっしゃいましたように、新潟県では拉致事件の答えよと言われたときには、現在まだ結論を出していくないと言わざるを得ないかなと思っている次第であります。

報道の陰に隠れているが、実際は本当に大きな問題であるということをきょうこの場でおっしゃっていました。このエネルギー政策、原子力政策というのは国策でございます。私たちは、町で暮らし、また地域で暮らしているにつけても、ひとしく立地県の人たちは共存共栄しなければならないという苦しい立場の中、この明るい電気のもとで生活しているということを、きょう改めて御発言の中で感じさせていただきました。

そこで、私は、まず平山知事に質問をさせていただきたいと思います。

知事さんは、九月三日、平沼経済産業大臣に対しまして、四項目の原子力発電所の安全管理体制に関する緊急要請書を出されております。その中で、東電はもとより、事業者の安全管理活動を規制、指導する立場にある国にも大きな責任があり、厳重に抗議すると書かれています。これに対しまして徹底的な究明が求められているということで要請書を出されております。

二ヵ月以上たちましたけれども、今回の不正事件に関する徹底的な解明が国によつてなされていふと思つておられるのか、また、知事さんみずからこの要請書に対し、現時点で国からどのくらいこたえてくださつているとお感じになつてゐるか、お答えいただきたいと思います。

○平山参考人 九月三日の平沼大臣に対する要望という時点と現時点における情勢は若干異なつてゐるところがあります。

と申しますのは、その後より重要な、先ほど申し上げた格納容器の密閉度の不正事件というのが起つていて、我々は、より事態は深刻だというふうに受けとめています。そのことも含めますと、できるだけ早くに全号機をとめて逐次点検をして、密閉度それからシユラウドのひび割れの問題等を含めて、国の調査、点検、みずから行つた安全性の確認といふものをしてほしいということについては、そのことについての答えはまだないわけであります。したがつて、安全についての不安感がぬぐえていない。

そのことについて、先ほど申し上げましたように、需要期に十二月から入つてくる冬場の中で、どうしても冬場の需要期に差しかかつてくると、うわさでは、これが終わつた春になるだろうというようなことを言つています。もしさうでありますれば、東京でクリスマスツリーがこうこうと照つて、節電の努力もないまま我々の安全対策をおくらせるようなことがあつては何なんだという声もあります。そのことを冒頭申し上げました。

あわせて、今回議論されている法的な対応と組織の問題等々については、一定の検討がなされてゐるというふうに思います。組織を外に出すのかどうか、維持基準が要るのかどうか、このことでも大きなポイントとして指摘申し上げたところであります。つまりして、國の責任中の安全・保安院の役割が十分果たされたのか、原子力安全委員会とのダブルチェックは本当にきいていたのかどうか、このことについては今議論が始まつたところでありますので、一定の要望に対するこたえがされてきついて答えが出てきているというふうには思つております。

○大島(令)委員 県民を代表する県議会からも、国、事業者に対する意見書、知事さんも同様の要請書を出しているわけでござります。しかし、今御答弁の中で、柏崎刈羽原発全号機を停止して点検をきちんとしてほしいというにもかかわらず、国会では、私の立場としては残念ながら、原子力関連二法案の審議に入つたわけでござります。

その法案審議の大前提としまして、私は今回の不正の事件に関しては、まず立地県に対しまして、法案に対する意見を述べる機会が求められるべきと思つてますが、この二点に関して、このよう

なことはございましたでしょうか。

○平山参考人 実を申しますと、格納容器の密閉度の調査が行われて、当該号炉の中間的なまとめとして、限りなくクロであるということが発表されました。そのときに、その対応とあわせて、今まで暮らし、また地域で暮らしているにつけても、ひとしく立地県の人たちは共存共栄しなければならないという苦しい立場の中、この明るい電気のもとで生活しているということを、きょう改めて御発言の中で感じさせていただきました。

そこで、私は、まず平山知事に質問をさせていただきたいと思います。

知事さんは、九月三日、平沼経済産業大臣に対しまして、四項目の原子力発電所の安全管理体制に関する緊急要請書を出されております。その中で、東電はもとより、事業者の安全管理活動を規制、指導する立場にある国にも大きな責任があり、厳重に抗議すると書かれています。これに対しまして徹底的な究明が求められているということで要請書を出されております。

二ヵ月以上たちましたけれども、今回の不正事件に関する徹底的な解明が国によつてなされていふと思つておられるのか、また、知事さんみずからこの要請書に対し、現時点で国からどのくらいこたえてくださつているとお感じになつてゐるか、お答えいただきたいと思います。

○平山参考人 九月三日の平沼大臣に対する要望という時点と現時点における情勢は若干異なつてゐるところがあります。

と申しますのは、その後より重要な、先ほど申し上げた格納容器の密閉度の不正事件というのが起つていて、我々は、より事態は深刻だというふうに受けとめています。そのことも含めますと、できるだけ早くに全号機をとめて逐次点検をして、密閉度それからシユラウドのひび割れの問題等を含めて、国の調査、点検、みずから行つた安全性の確認といふものをしてほしいということについては、そのことについての答えはまだないわけであります。したがつて、安全についての不安感がぬぐえていない。

そのことについて、先ほど申し上げましたように、需要期に十二月から入つてくる冬場の中で、どうしても冬場の需要期に差しかかつてくると、うわさでは、これが終わつた春になるだろうというふうに思つています。もしさうでありますれば、東京でクリスマスツリーがこうこうと照つて、節電の努力もないまま我々の安全対策をおくらせるようなことがあつては何なんだという声もあります。そのことを冒頭申し上げました。

あわせて、今回議論されている法的な対応と組織の問題等々については、一定の検討がなされてゐるというふうに思います。組織を外に出すのかどうか、維持基準が要るのかどうか、このことでも大きなポイントとして指摘申し上げたところであります。つまりして、國の責任中の安全・保安院の役割が十分果たされたのか、原子力安全委員会とのダブルチェックは本当にきいていたのかどうか、このことについては今議論が始まつたところでありますので、一定の要望に対するこたえがされてきついて答えが出てきているというふうには思つております。

○大島(令)委員 私は、今のお話を聞きまして本当に——冒頭、きょうは各党の議員が代表して参考人の皆様にいろいろな角度から質問をしておられます。そういう意味では、私は立地県、特に双葉町長さんにいたしましても、災害ということが避難道路、原発があるわけですからそこから逃れられないということで、苦しいお立場から避難道路の整備とかいろいろな意見を見聞かせていただきました。

そういう立地県がもう引けない状況にある中で、今度の法案は、立地県の皆様にとつては非常に深い関係がある法案に対し、国が立地県の皆様や県民から意見を聞く機会を設けてこなかつたということに対して、私はやはり非常におかしい姿勢であると思っております。

次の質問でござりますけれども、私は八月に六ヶ所村役場の助役さんに会つてきました。そのとき、必要な安全協定は結んでいる、立入検査はできるけれども、村役場として検証の技術を村

独自に持つていらない、だから安全協定を結んで、検証の技術を村役場の職員、村役場でできな以上、安全協定は意味がない、であるから、青森県に専門職員を派遣して学んでもらっているという言葉を聞きました。

このことを踏まえまして平山知事さんにお伺いしたいのですが、九月三日の大臣への要請書の中にも、知事は、事業者の事業活動に対する自治体としてのチェック機能のあり方について、安全行政全体における地方自治体の位置づけを制度的に明確にしてほしいということを書かれておられます。そこで、原発は知事にとっては治外法権化しているんでしょうか。その辺の具体的なところ、法的なところではなく、何か事故や事件があつたときに原発の中に立ち入るということは、実際県にとってはどういう状況なのかを御説明していただきたいと思います。

○平山参考人 原子力発電の施設内におけるいろいろなチェックにおいて県は治外法権にあるかどうかということについては、必ずしも御指摘のように外法権になつてているというふうには思いません。

○大島(令)委員 私は、今お話を聞きまして本当に——冒頭、きょうは各党の議員が代表して参考人の皆様にいろいろな角度から質問をしておられます。そういう意味では、私は立地県、特に双葉町長さんにいたしましても、災害ということが避難道路、原発があるわけですからそこから逃れられないということで、苦しいお立場から避難道路の整備とかいろいろな意見を見聞かせていただきました。

そういう立地県がもう引けない状況にある中で、今度の法案は、立地県の皆様にとつては非常に深い関係がある法案に対し、国が立地県の皆様や県民から意見を聞く機会を設けてこなかつたということに対して、私はやはり非常におかしい姿勢であると思っております。

次の質問でござりますけれども、私は八月に六ヶ所村役場の助役さんに会つてきました。そのとき、必要な安全協定は結んでいる、立入検査はできるけれども、村役場として検証の技術を

私は、住民に対する安全対策の一次的な責任は国が負っていますけれども、住民に対する安心とか信頼という意味での、安全にある程度かかわってきますけれども、自治体として、住民に対し立会い、同席して確認するということも、これまで以上にやはり強化してやつていく必要があるからされていない場合には、県が場合によっては、県が場合によっては、県が場合によっては、県が場合によっては、

今回のシユラウドのひび割れについても、県で独自の立入検査を行ったのも、そういう意味で必要だというふうに判断した次第でありまして、規

定上の足らざる部分については補うとともに、規定の中で行わることを十分県としてやつてきた

かどうか、あわせて検討しながら自治体の役割をこれまで以上に、住民への安全説明、安心対策として、責任ある行動をとるにはどうしたらいい

か、現在検討中のところでございます。

○大島令委員　再度お伺いいたしますが、今度の原子力関連二法案に關しまして、自治体としての安心、安全性に対するチェック、そういうことを強化するということはこの法案で担保されると思つていらつしやるかどうか、最後にこのことだけお伺いして質問を終わりたいと思います。平山知事です。

○平山参考人　言い方は大変悪いんですけども、今回の法案は、今回のこの不正事件を考えると、ある意味では、やるべき当然の対策の範囲だろうと思います。

それから、これで十分かといえば十分でないとも言えるわけで、ほかにもまだやつていただきことがありますから、少しきちんとするところについて、これだけあいまいだった

ことが原因でありますから、そのことが

検のところについては、これだけあいまいだった

ことはあるというふうに思つています。特に自主点検のところについては、これだけあいまいだった

ことが原因でありますから、少しきちんとするところが

法案で担保されるということはある意味で評価すべきだと思います。

しかし、一番の原因であった、背景として何があつたのかということについて、そしてその原因の究明が十分まだされていない。特に格納容器の密閉度の問題についてはまだ点検 자체が行われて、今回事故はこうなんだと、あるいは、そのことでどうも十分な説明が国あるいは事業会社からされていない場合には、県が場合によっては立ち会い、同席して確認するということも、これまで以上にやはり強化してやつていく必要があるやつしていくというのが基本的なこれから姿勢だろうと思います。

今回のシユラウドのひび割れについても、県で独自の立入検査を行ったのも、そういう意味で必要だというふうに判断した次第でありまして、規

定上の足らざる部分については補うとともに、規定の中で行わることを十分県としてやつてきた

かどうか、あわせて検討しながら自治体の役割をこれまで以上に、住民への安全説明、安心対策として、責任ある行動をとるにはどうしたらいい

か、現在検討中のところでございます。

○大島令委員　再度お伺いいたしますが、今度の原子力関連二法案に關しまして、自治体としての安心、安全性に対するチェック、そういうことを強化するということはこの法案で担保されると思つていらつしやるかどうか、最後にこのことだけお伺いして質問を終わりたいと思います。平山知事です。

○平山参考人　言い方は大変悪いんですけども、今回の法案は、今回のこの不正事件を考えると、ある意味では、やるべき当然の対策の範囲だろ

うと思います。

それから、これで十分かといえば十分でないとも言えるわけで、ほかにもまだやつていただきま

す。

内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構

法案の両案について議事を進めます。

この際、お詫びいたします。

○村田委員長　休憩前に引き続き会議を開きま

す。

内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料

物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構

法案の両案について議事を進めます。

この際、お詫びいたします。

○村田委員長　質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。山田敏雅君。

○村田委員長　御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○村田委員長　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今回の問題は、告発があつてから明らかになるまで二年間かかったわけですね。アメリカでは一週間以内に、これは事実であるかないか、すべて解明する。今回の場合、一年間かかったんです。この理由はもう大臣は御存じだと思いますが、東京電力が調査に協力をしなかつたんです。質問したことに対する答えなかつたんです。だから二年間かかったんです。これはどう思われますか。

○平沼国務大臣 私が最後の通産大臣に就任しましたのが、たしか平成十二年の七月四日だと思っておりますけれども、告発は、たしかその前日にあつたと思うんです。そして、私のところに連絡があつたのが約二年を経過しております。私は、たしか八月二十八日に、実はこういうことがある、こういうことを聞きまして、それはもう大変な事案だからすぐ公表しろ、こういう形で公表をさせていただきました。

二年かかってということは、評価委員会の御指摘にもあるとおり、本当に長過ぎる、こういうことで、今御指摘のように、東京電力が協力をしなかつた、こういうこともありますけれども、やはり当省のそういう体制にも問題があつた、このように私は思つております。

○山田(敏)委員 新潟県刈羽村のラビカの事件を大臣はよく御存じだと思うんですね。一年間やりました。大変な工事の不正がございました。十三万円の費は実は数千円の費だつたとか、最高級の京がわらが一枚二百円のかわらだつたとか、図書館の机が百万円だと、もうとんでもないことがございましたね。これはもう全く、普通の市民が考えてもどんでもない話なんですね。

これは、電源三法交付金というお金が支払われましたので、当然通産省は、四回にわたつて延べ九名の方が検査に入つて、そして工事を見て、図面を見て、どこも問題ありません、ではお金を払いましょうといつて八十億円近いお金が支払われたわけですね。ところが、市民が見ただけでもこんな不正がわかる。結果をあけてみたら、三百カ

所、補助金を出す内容と実際に工事をやつしたことが違つてました。この三百カ所の違いをただの一件も発見できなかつた。延べ九名の方、四回現地で調査された。

これはどうしてですかというふうに申し上げます。当時の古屋副大臣が、では調査をしますといふことで、調査結果を私にいただきました。忙しくて見る暇がありません、図面はこんなんです、現場を見るのは一時間がもう精いっぱいです。でも、現場を見たら、こんな、十三万円の費庭が全部総御影石で、行つてみたらただの石ころが置いてあるわけですから、それは簡単にわかるんですね。それで、書類がたくさんあるので、一枚か二枚何か引き出して、これで抽出的に検査した、これで問題がないから全部問題ない、こういうことだつたんですね。

そこで、問題は、数十億円ぐらいの不正がある

と思つんすけれども、では、どうやつて特定するか。工事が完成した竣工図面というのがあるわけですね。それがあれば、これはただの石ころか、三百円のかわらかわかるんですね。この竣工図面が紛失しましたと。それでは、最初に補助金を認可したときの、補助金を申請したときの図面があればいいわけですね。実際とこれを比較すればいいんです。その申請した図面は紛失いたしました。こういつてゼネコン側は答えたんですね。

これに対して、通産省は、国民の血税を八十億円払つたわけですから、責任があるんですね。し

かし、その責任は全く果たせなかつた。この原因

は、一言で言つたら調査する権限がないからなん

です。本当だつたら、これは起つた次の日に

指摘の強制調査権等がないことが処理を困難にし

に基づく処理が行われなかつた、こういうふうに

厳しい評価を下しているところでございます。

すなわち、本件につきましては、私どもは、御

の取り組みが不十分であつて、早い段階での法律

を設けて評価を行わせていただいたところです。

その委員会の中間報告では、当初申告処理に当

たつた資源エネルギー庁及び平成十三年一月以降

にこれを引き継いだ原子力安全・保安院が、申告

の内容が事実だとともも、安全上問題はなく、法

令違反の可能性も低いと判断したために、調査へ

の取り組みが不十分であつて、早い段階での法律

で、それほど重大ではないというような判断がある、だからそういう中でずっとやつてきました。

しかし、今度、法改正の中で、そういう自主検査というのもやはり厳密にやつていかなければいけない、まして定期検査というものはより厳格にやつていかなければいけない、こういう形で、私は御指摘の点、よくわかります。本当に、たとえそれが自主点検の範囲のものであっても、それがカタストロフィーに結びつくこというなことがありますから、そこのおっしゃる意味は非常によくわかりますので、私どもは、そのところはこれから、今までこの事案を通じてきちっとしましたし、それから、今までは、委員も御承知のように、罰則も非常に軽度なものでした。しかし、そういうものに対しても非常に重い形にいたしました。

さらに、私どもとしては、御指摘の点も踏まえて、そして場合によつては厳密な検査をするといつて、何うなことでしつかりと担保していかなければいけない、こう思います。

○山田敏(委員) ラピカのときに大変歯がゆい思いをしたんですね。画面がありませんと言われたら、もうそれで終わり。それでは問題の再発防止とかそういうことはもう何もできない。

今回も、国の定期検査のときに、この本をいただきましたが、この年報に報告が全部書いてありますけれども、ほとんど異常なし。それは異常なしまんです。これは、やる前に自主的にやつて、異常なところを全部直して、異常なし、こうやつたんですね。だから、直したところのデータがないから、これは問題の再発防止にはならないんですね。これを防ごうと思ったら、やはり今の次元の違う考え方をしないと、私は根本的な解決にはならないと思います。

最後の質問なんですが、刈羽村の方々のブルサーマルのときの住民投票がございました。そのときには、反対の住民の方十人が私の部屋に来られました。ブルサーマル、どうして反対なんですか

と聞きましたら、不安だから反対です。じゃ、どうして不安なんですか、それは情報公開がないから不安です。それじゃ、どの情報公開があつたら不安じゃなくなるんですか、不安じゃなくなりますから、そこのおっしゃる意味は非常によくわかりますので、私どもは、そのところは

これが答えられないんですね、こんな複雑な技術、専門の技術者でもわからないような。

じゃ、どこの情報公開をいただいたら安心して暮らせるのか、ブルサーマルに反対しないでできるのかと。本当にその場で私、紙と鉛筆出したらですよ、書いてください、僕が責任持つてその情報公開やりますから。ところが、書けないんです。それはそうですよね、普通の主婦の方が、原子力発電所の情報公開、ことごとこここがわかつたらこれで安全ですということにならない。しかし、住民の方は不安だなど。不安というのではなくしてあるんじゃないかという意味なんですね。

そこで今回、情報公開というのは非常に重要視されるというような御答弁がございました。情報公開は非常に難しいですよね。全部公開してやるとさらには不安をおおることになるし。ですから、どこまで、どういう手順で、どういう情報公開をすれば住民の方は不安がなくなるということをちょっとと明快に議論していかなければいけないと思つたんですが、その点はいかがですか。

○平沼国務大臣 今、刈羽村の住民の、周囲の方々のそういう不安、そのお話を聞いていただきました。大変私も参考になつたと思います。

今回の一連の事案で、そういう立地地域、また国民の皆様方の不安全感を大変助長してしまったことも私どもは非常に責任を感じております。

○山田敏(委員) 時間が参りました。質問を終わ

ります。

外公表をするなどの際は、幹部職員が、刈羽村なら刈羽村、そこに実際に訪ねをして、やはりき

ちつと説明をして、そして安心をしていただく、

こういうことが積極的な情報公開として、手段と

して私は必要だと思っております。

それからまた、外部からの評価を進んで受けさ

せていただき、その評価が規制活動の質的向

上につながるように取り組みを行つていく。それか

ら、国民や地域住民との間でやはり日ごろのリ

レーションシップ、良好な関係を築くことも信頼

が回復することだと思っています。

ですから、私どもとしては、御指摘のように、

原子力爆弾なんかに結びつく、そういう、やはり

国として、国際的にも守らなければいかぬことで

ありますから、そういうことはともかくとして、

定期検査の結果についても、国民や地域の住民の

信頼が得られるように、公表についての方針をき

ちつと整理しまして、そして、原子力について知

識を持たない方々でもやはり理解ができるような

形で、私どもは、そういう積極的な情報公開のシ

ステムをぴしっとつくつていかなければいかぬ、このよ

うに思つております。

○山田敏(委員) 時間が参りました。質問を終わ

ります。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけではなくて、いわゆる許認可や検査などの日常の活動もホームページなどを通じて公開する、これも委員よく御承知だと思うんですけど、リ

レーションシップマネジメント、こういうのを

行つてきました。今後は、重要な事項について対

応がなされなかつた要因の一つだ、このよう

に思つております。

○平沼国務大臣 今般の一連の不正行為について

は、事業者の自主点検が法令に位置づけられて

いるから、そのため維持基準を早急につくらなければいけないという意図なのか。そもそも、今度

の法改正の目的、そこからお伺いしたいと思いま

す。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけ

ではなくて、いわゆる許認可や検査などの日常の

活動もホームページなどを通じて公開する、これ

も委員よく御承知だと思うんですけど、リ

レーションシップマネジメント、こういうのを

行つてきました。今後は、重要な事項について対

応がなされなかつた要因の一つだ、このよう

に思つております。

○平沼国務大臣 今般の一連の不正行為について

は、事業者の自主点検が法令に位置づけられて

いるから、そのため維持基準を早急につくらなければいけない、そのため維持基準を早急につくらなければいけないという意図なのか。そもそも、今度

の法改正の目的、そこからお伺いしたいと思いま

す。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけ

ではなくて、いわゆる許認可や検査などの日常の

活動もホームページなどを通じて公開する、これ

も委員よく御承知だと思うんですけど、リ

レーションシップマネジメント、こういうのを

行つてきました。今後は、重要な事項について対

応がなされなかつた要因の一つだ、このよう

に思つております。

○平沼国務大臣 今般の一連の不正行為について

は、事業者の自主点検が法令に位置づけられて

いるから、そのため維持基準を早急につくらなければいけない、そのため維持基準を早急につくらなければいけないという意図なのか。そもそも、今度

の法改正の目的、そこからお伺いしたいと思いま

す。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけ

ではなくて、いわゆる許認可や検査などの日常の

活動もホームページなどを通じて公開する、これ

も委員よく御承知だと思うんですけど、リ

レーションシップマネジメント、こういうのを

行つてきました。今後は、重要な事項について対

応がなされなかつた要因の一つだ、このよう

に思つております。

○平沼国務大臣 今般の一連の不正行為について

は、事業者の自主点検が法令に位置づけられて

いるから、そのため維持基準を早急につくらなければいけない、そのため維持基準を早急につくらなければいけないという意図なのか。そもそも、今度

の法改正の目的、そこからお伺いしたいと思いま

す。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけ

ではなくて、いわゆる許認可や検査などの日常の

活動もホームページなどを通じて公開する、これ

も委員よく御承知だと思うんですけど、リ

レーションシップマネジメント、こういうのを

行つてきました。今後は、重要な事項について対

応がなされなかつた要因の一つだ、このよう

に思つております。

○平沼国務大臣 今般の一連の不正行為について

は、事業者の自主点検が法令に位置づけられて

いるから、そのため維持基準を早急につくらなければいけない、そのため維持基準を早急につくらなければいけないという意図なのか。そもそも、今度

の法改正の目的、そこからお伺いしたいと思いま

す。

との意図の裏には、結局、今とまつてゐる原発を早目に稼働させなければいけないんじやないかと。

ある新聞によれば、その維持基準というものが導入され、今後は原発を運営する企業がこの基準を満たさなければ運営を許されなくなるらしい。しかし、もし日本で導入をされていれば、今回のこの程度の事故だったら原発をわざわざとめる必要もなかったんじゃないかな。そういう意見が電力会社から実際に出されているわけです。

入されれば、この程度ものであればすぐ稼働させていいいんだということになつてしまつて、住民が必ずしも安全性にきちんとした信頼を置いていいないう時点で稼働してしまうのではないかというのを一様に、新潟県の知事の方も福島県の知事の方も心配をしていたわけです。まあ、維持基準についてはこれから質問を伺いますが。

とにかく、まず、一番大事なのは安全性の確認であって、稼働させることを優先させるためにこの事業法を通すのではないということを、まず御答弁いただきたいと思います。

○生方委員 もう一点だけ重ねてお伺いしますが、東京電力、電力会社の場合は今度の一連の不祥事について社内調査も行い、もちろん全部終わったわけじゃないんですが、一応の処分をしてしまってかりに担保して、そして国民の皆様方に安心をしていただく、そのことが今回一番大切なこと、こういう認識でござります。

電力会社側は電力会社側なりに一応の処分をし
ている。ところが、国の側は一向に何ら処分をし
ていないとありますと、国の側にはそ
の検査、点検をするときの監督に全く誤りがな
いわけですね。これは、安全点検の場合には当
然國の保安院の方も同席をして、安全であるとい
うようなことを今まで言ってきて、電力会社の側
のいわば不正行為というのを見抜けなかつたとい
う、私はやはり保安院側に責任もあると思うんで
すね。

かつたのかということになれば、私は、あつたと
いうふうに思うんですね。それをきちんと国民の
皆さん方に示すためにも、どういう処分がいいの

○平沼国務大臣 今回の原子力安全・保安院による対応につきましては、厳正中立な立場から、どのような問題があつたのかについて虚心坦懐に見きだというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

きわめることが重要であるとの考え方から、私は直属の組織として、御承知のように、外部の有識者がから構成される評価委員会を設置いたしまして、その調査過程の妥当性などについて御審議をいたただいたわけであります。

そして、その評価委員会の中間報告での厳しい御指摘を踏まえまして、規制当局である当省の側

にも不適切な点があつたことを率直に認めました。その上で、関係職員の処分を行つたものでございまして、その処分内容については、私どもは厳正なものであつたと確信をしております。

私どいたしましては、申告処理体制の整備や自
主検査の法定化など、今後このような問題の再発

を防止するための対策を早急に講じることによりまして、原子力の安全確保に万全を期すという規制当局としての責任を全うしていかなければいかぬと思つておりますし、私も担当の大臣として二年、そういうことで国民の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたので、私自身もやはりこれはそういう形で、給与の自主返納等させていただいた

○生方委員 私は、基本的には、経済産業省の下に保安院がある、それから、今度の新機構も保安院のまた下に置かれるという形で、原発を推進する側と、いわば安全をチェックする側が同じ省庁の下に置かれているというのは、やはり公正を期するという意味からも余り適切ではないんじゃないかなあと。やはり私は、これは分離をして内閣府に置くとか環境省の下に置くとか、あるいは公正取引委員会的にもう全く独立したものにしてしまって

とかいうふうにした方が、国民の側から見ればきちんととしたチェック体制がとられているんだといふことになると思うんですけども。

なかなか、一省庁の下にできているものを分離させると、大臣の口から分離させますよと。大変なことだと思うんですけれども、國民の意見としては、やはりその方が安全性がより確保されるというふうに、そういう声も実際に多いわけでございますから、その辺は御検討、今

後ですけれども、するつもりがあるかどうか、お伺いしたいんですけども。

○平沼国務大臣 この中央省庁再編に当たりまして、そのところが議論になったことは御承知のとおりであります。そのときに、よい方法だということでダブルチェックシステムという形になりました。

日本においては、天然資源、特にエネルギー資源がないわけでございますから、一方においては、エネルギー政策上原子力の推進を國らなければならない。そうなりますと、推進に責任を持つ方に全く原子力に対する知識が、あるいは安全性に対する知見、そういうものが不足しております

と、進める側でそこは無責任ではないか。
したがって、私のもとに第一段階として原子力
安全・保安院というのを置いて、そこで第一次的
なチェックをする。同時に、内閣府の中に、これ
はダブルチェックシステムのここが一番のもとで
すけれども、原子力安全委員会というのを置い
て、そこは安全を担保する、こういう形で進めて

きたわけであります。したがいまして、このダブルチエックシステムを、そういう選択の中で私どもとしてはそれを実行してきたわけです。

しかしながら、今般の事案によりまして、原子力の安全に対する信頼性が損なわれたことは大変遺憾なことだと思っておりまして、今後、私どもとしては、地元の方々を初め、原子力行政に対する信頼の回復のために原子力安全行政に万全を期すことが必要だと思っておりまして、原子力安全規制の強化、それから原子力安全委員会との連携

の強化とか、それから保安院のあり方、こういうことについては、さまざまな御意見を承りながら、今後総合的に私どもは検討をしていきたいと

思つております。
その一環として今回御審議いただいている法案は、保安院の行つた許認可や検査について、毎年度原水力安全委員会に対して当省から報告を行つて、その意見を聞いて必要な改善措置を講ずる、こういう仕組みを設けているところございま

て、御指摘の点は非常に重要な点でございますので、今後総合的に私どもは検討していくにあたって、御参考としてお聞かせください。

で、自分たちできちんと安全性を担保するというふうにはなっていなかつたということで、機構的には確かにダブルチェックになつていてるんですけども、実際は保安院がほとんどやつていたというのが現状ではなかつたかというように思いますので、大臣から総合的にこれから判断するとい

うことなどでございますので、先ほども新潟県の知事の方から、この原子力安全委員会と新機構と保安院との関係がどうなっているのかよくわからないというような意見も出されましたので、「一番大事なことは、その安全性がいかに確保されるのか」というのが大事でございますから、独立をさせることも、経済産業省から離れさせることも

含めてぜひとも御検討いただいて、国民の皆さん方が安心できるような安全チェックの体制をつくりつけていただきますようにまずお願いを申し上げておきます。

○西川副大臣 大事なことは、維持基準を導入することによって従来の安全水準を引き下げるなどということを一部におっしゃっている方がいますが、けれども、決してそういうことではない。絶対そういうことではない。

であるのかというのが残念ながら我々には示されていないので、今後政省令によつて定めるとのことになつておるわけですが、そうなりますと、その維持基準が適切であるのかないのかといふのは今この時点で判断のしようがないわけですよね。したがつて、維持基準といううのが一体どういうものであるのかという概要をお知らせいただきたいと思います。

できる非破壊検査の方法を定める必要がござります。

この非破壊検査の結果、ひび割れ等が検出された場合に、その時点では法律に定める技術基準に適合するものであっても、将来そのひび割れ等の大きさや深さが進展して技術基準に適合しなくなる場合があります。こうした場合には、一定の方法により当該ひび割れ等の進展予測を行い、どれくらいの期間を経れば技術基準を満たさなくなるかを工学的に評価すべきこと、こうしたこととを省令で定めることとしております。

こうした維持規格につきましては、米国の機械学会では一九七〇年代から策定されておりまつて、一九七二年二月に米国機械学会と、米国機械学会

原子力は、原子力発電所そのものが、今現在、三十四年間しかまだ動いていないわけで、それほど長い歴史があるわけではございませんよね。廃炉にしたのが幾つかしかないような時点でござりますから。まだ必ずしも、もう何代にもわたって原子炉というものが使われてきて、こういうひび割れであればこういう事態が起こるであろうといふようなことが十分にもう検証されているのならいいんでしようが、恐らく検証はされていないわけですね。原子力ですから、どういうことが起こるのか、ほかの一般の機械とはやはりもちろん違うわけですから。

かもしませんけれども、倍に上がったというのを見て、日本でも維持基準を早目に導入すれば、現在はもう事故がありましたので、不正があったのですつととめられているのが、稼働させるようにできるんじゃないかというようなこととか、先ほど申し上げましたが、維持基準さえできればこの程度のことでは原子炉をとめる必要はないからというような意見も出ているわけで、これを客観的にどういうふうに、我々が安心できるようなものができるのか。

指摘をさせていただきたいのは、今、維持基準の導入を急ぐということは、どう見ても、知事さんなんかの発言を見ても、今とまっている原発を早目にかっこっこ、かっこ、うりが一番大きい、

Digitized by srujanika@gmail.com

併用を開始した原子炉のふくあいが出来る 例え
ばひび割れが発見されたとかそういうようなこと
に対して、従前、これをチェックする基準がな
かつたということは事実なんですね、残念なが
ら。これは申しわけないと思っておりますけれど
も、それを整備していく。そのためには、ただい
ま先生御指摘の、客観的に見て信頼のできる規矩
を設けなければいけないということは、これは當
然でございます。

で、一九六〇年作になりましてから、米国の原子力安全の規制当局でも規制基準として活用しておるものでございます。

こうした動向を踏まえまして、我が国におきましては、日本機械学会が、米国機械学会規格を参考として、我が国独自の技術的知見も反映しつつ、二〇〇〇年の五月に、原子力の圧力容器など原子力施設の機器に対応いたしました健全性評価の規格を策定しております。

先ほど保安院の方からももちろん検査をしている力発電所そのものからも、これは厳しくしてということなんですねけれども、これは厳しくしても厳しく過ぎることは決してないと思うんですね。実際にいろいろな事故が起っているわけで、これは大丈夫だらうというもとに行つていたらそういう事故になつちやつた。

それは、一つの見方としては、維持基準がないからそうだったという見方もできるし、維持基準

早目に重んじたしむらといふのが一番大きい。じやないか、あるいは、どうくさに紛れて維持基準を早目に導入してしまえば稼働率が上がるのではないか、これでは全く逆じやないかと。どうしたらその安全を担保できるのか、安全が確保できるのかという議論をしているときに、維持基準というのを、一般に、我々も素人ですから、唐突にこういうものが出てきて、これを導入しようとしているんじゃないかというようななそういう心配が

アメリカ機械学会の基準でありますとか、これは、機械などと誤解をされる方がいて、いわゆる一般の工作機械とかその程度のものだと、そういうやなくて、原子炉そのもの、原子力施設そのものを機械を見て、それに適合する、こういうもののを明確にやつていかたい、こう思つておりますが、具体的な内容につきましては、政府参考人からお時間をいただいて、今詳しく答弁をいたさせます。

今般の法案に基づきまして、原子力発電設備の健全性評価に関する規制基準を整備したいと考えておりますけれども、この基準の策定に当たりましては、こうした規格につきまして、規制当局自ら身といたしましても、これらの考え方方が十分科学的、合理的なものか、公正な手続、透明性も確保し公開のもとでもやりたいと考えておりますけれども、十分手続を経て評価をした上で、国の規制として活用していくこと、その妥当性を判断して

を軽くしてしまうというか、普通にそういう軽いものができてしまえば、その維持基準さえクリアしていればいいという形で、新たな事故の心配が起こつてくるということもあるので。

あるわけですね。
したがつて、これは行政に対する信頼とも関係をしてくると思うんですけども、専門的であればあるほど、国民の方たちがそれを納得するか納得しないかというのは、行政当局や電力会社の真意というんですか、やはりそれにかかるといふと思うんですね。

それを保安院の方に言わせると、非常に言葉が厳しくなつてきて、我々も、聞いていても、それ

○佐々木政府参考人 法案におきましては、評価の具体的な方法については省令で定めることにしております。

ひび割れ等が検出された場合でござりますけれども、省令では、まず検査の方法を定めなければいけないと考えております。まず、超音波あるいは放射線などを用いまして、構造物の表面あるいは内部にある傷の存否、その大きさ、深さを検出

まいりたいと考えております。

聞くところによれば、アメリカでは、維持基準が導入されたことによって原発の稼働率が倍に上がったという話もあるんですね。それでも事故が起きなかつたじゃないかというようなこともある

が正しいのか正しくないのかというのは、残念ながらそういう知識を持ち合わせておりませんので判断できないわけです。それは広く国民もそうであるわけでござりますから。

納得できるような形で導入るべきであつて、今この時期にさつと急いでやるべきではないというふうに私は思うんですが、いかがございましょ。う。

○平沼国務大臣 原子力行政の一番守らなければならないのは、やはり安全性をいかに確立するかということと、それから、それに基づいて国民の皆様方の信頼を得るか、このことに尽きると私は思っています。

そういう意味で、この統合基準については、批准は許されない、こういうふうに思っています。ですから、そういう意味では、民間規格を活用し

つつ策定することにしておりますけれども、その規格が科学的、合理的で公正なものとして国民の信頼を得られることが必要だ、このように思つております。

専門家でございますとか学識経験者の方々によつて、その技術的妥当性をまず評価していただきまして、その検討の結果をパブリックコメントに付すなど十分な検討を行つて、そしてさらに、原子力安全委員会でも御議論をいただく、そしてまた、地元関係者にもそのことはしっかりと説明をさせていただく。そういうふた国民各界各層の理解が得られるように、やはり適切なプロセスを経た上で採用していく、このことが必要だと私は思つておりますし、やはりこのことで拙速は許さない、このように思つております。

○生方委員 維持基準を省令で定めるというよりも、仮にそういうものがきちんとときてきてコンセンサスが得られるのであれば、やはりそれを国会で、この場できちんと議論をして決めた方がいいのではないか、もちろん、参考人等も呼びながら。法律で決めるべき内容ではないかな。省令で決めちゃいますと、我々はそれを見るだけの話になつてしましますので、そこは広く、この場がいいのかどの場がいいのかわかりませんが、法律で定めるべきではないかというふうに私は考えます。

が、いかがでござりますか。
○平沼國務大臣 法律で定めるといふことも一つの考え方だと思います。しかし、今私が申し上げたようないろいろな手続を経て、そしてしつかりと対策を講ずれば、省令でも十分担保できる、こう

いうふうに私は思つております。

私どもとしては ます 学識経験者でございま
すとか原子力の専門家ですとか、そういう方々

の御意見をしつかりと聞き、御検討いただき、原子力安全委員会でも検討していただき、さらにパ

フレックコメントに付していろいろな御意見をいただいて、その上で決めていく。そういう中で

は、私どもとしては慎重にやつていただきたいと思っております。

法律に関しましては、私どもとしては、今の段階では省令で十分担保できると思っておりまし

て、そこは御理解をいただければと、このように思ひます。

○生方委員 先ほど大臣がおっしゃいましたように、国民がちゃんと納得できるような、情報公開

もなされながら、維持基準というものがどういうものであるのかというのを広く国民が納得をする

のような形であればそれで結構だと思いますが、納得をしない時点で省の中だけで決めてぽつと発表

されたのでは、なかなか、今度のこういう不正事件があつた後ですから、不正を防止するという意

味からも大事な点でございますので、十分御考慮をいただきますようお願いします。

それから最後に、この維持基準を導入されるとによって、例えば、この原子炉は五年間丈夫

です。よと、うようなことが維持基準の中から出てきちゃつたとすると、今まで定期点検は一年プラ

マイナス一ヶ月ですかのうちに定期検査を行う
ということになっているのが、五年は大丈夫だと

いうことになつたら、定期点検の期間が長引いちゃうんじやないかというふうに心配する方もい

らっしゃるんですけども、その定期点検の期間を、維持基準が例えば導入されることによって短

目にするとか、この法律の中では省令で定めると

第一類第九号 経済産業委員会議録第七号 平成十四年十一月二十日

このような意見を真摯に取り上げて、今大臣の答弁では、ダブルチエックは非常に機能をしていると思う、しかしながら、総合的に判断して、これからも検討していきたいというふうなことを答弁されておりましたが、アメリカの原子力規制委員会の元的な取り組み方、私はむしろこの方が責任が明確になつてはつきりするように思つんすけれども、これについて、相対的な評価といいますか、どのように考えておられますか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。米国のようにエネルギー資源の豊かな国とは異なりまして、我が国におきましては、エネルギーの安定供給に資する原子力というのは、基幹的なエネルギーとしてその導入を進めていかなければならぬわけであります。そのような原子力政策を推進していくに当たりましては、安全性の確保というのを、何回も申し上げておりますけれども、大前提だと思つております。

そのため、安全性は知りませんけれども推進をしますということでは、立地の地元の方々や国民の皆様方を含めて理解を得ることは困難でございまして、エネルギー政策に責任を負う経済産業大臣が安全規制も含めて責任を持つて実施する現在の体制というのは、先ほども御答弁で申し上げましたけれども、中央省庁再編に当たつても議論をして、我が国の実情に照らして適切である、こういう判断をしてこういうダブルチエック体制でやらせていただいています。

また、米国のような、御指摘の、単独の規制機関に安全規制の実施をすべてゆだねているわけですが、それとも、日本の場合は、ゆだねるのではなくて、規制機関による安全規制の実施について、客観的、中立的な立場から監視するという我が国ダブルチエック体制は、原子力の安全体制について万全を期すだけではなくて、国民の信頼を確保する観点でも、私どもは、いろいろ議論をしたところがございますけれども、合理的だ、このよう思つております。

今後は、このような我が国の実情等を踏まえた

ダブルチエック体制について、その実効性を強化していくことが重要であると考えております。

今回の法案におきましても、規制機関が原子力安全委員会へ報告をし意見を求める、こういったことをしっかりと制度化して万全を期していくべき

い、そういうふうに思つておるわけでございまして、我が国のそういう状況に照らして、私どもは、合理的だ、このように思つていろいろ

あります。

○土田委員 今回の案件に関して、平沼大臣のもとに評価委員会がつくれ、改善策が提言されたわけでございますけれども、この評価委員会は、

経験者なりあるいは地方自治体の方や市民代表の方を入れた、外部的な、客観的な評価をする組織をつくつてもいいのかなという感じがするわけですね。

広く国民の理解を求める上でもこれは大事なことだと思いますが、今後について

これを提言したわけでございますが、今後について

は、保安院の活動全般を対象とした、例えば学識

経験者なりあるいは地方自治体の方や市民代表の

意見をつくりながら、外部的な、客観的な評価をする組織をつくつてもいいのかなという感じがするわけですね。

この事件に関しての評価あるいは処理過程、こ

れを提言したわけでございますが、今後について

は、保安院の活動全般を対象とした、例えば学識

経験者なりあるいは地方自治体の方や市民代表の

意見をつくりながら、外部的な、客観的な評価をする組織をつくつてもいいのかなという感じがするわけですね。

○土田委員 次に、地方公共団体の位置づけについてお尋ねしたいと思いますけれども、きょうの参考人質疑でも、新潟県の平山知事からは、ぜひそうしてもらいたい、自治体の責任あるいは立場、あるいは仕事といいますか、こういったことを明確にしてもらいたい、新潟県としても近々、まだきょうは言えないけれども、政府に対してそういうふうは言えないけれども、政府に対してそういうふうにおつしやつております。

確かに、今回の事件が発生してから、自治体に

対する情報公開がなされず、あるいは連絡がおくられたためにいろいろな問題が発生しているわけでございまして、自治体に対する明確な位置づけについてははどうされますか。

○平沼国務大臣 原子力につきましては、国民の安全を確保していくためには、御指摘のよう、國による取り組みだけではございませんで、やはり地方自治体とも協力をしながら万全の対策を講じていくことが不可欠だと考えております。

御承知のように、現在でも、原子力災害発生時

の現地本部となるオフサイトセンターの建設や地

域における防災計画の策定といった原子力災害対

策を初めとして、既に地方自治体は原子力災害行

政において重要な役割を担つていただいておりま

す。

そのため、国としても、原子力安全規制の実施

に当たつては、地方自治体に十分に情報を提供し

して、その理解を得つつ連携をとつていくことが必

要であると考えておるところでござります。

しかし、今回の不正問題への対応に当たつて

外公表するなどの際には、幹部職員が地元に出向いて説明するなど積極的に情報発信を行うことと聞いておりますし、また、学識経験者でございますとか地方自治体、市民団体など外部の方々の評価にも謙虚に耳を傾けまして、みずからも規制活動について透明性の確保と質的向上に努めてまいります。こういうことで私どもは対処していく、こういうふうに思つております。

○土田委員 次に、情報公開のあり方、やり方に

ついてお尋ねするんですが、同じく平山知事から

ういうお話をあつた、こういうふうに承つておりますので、私どもとしては、さらにこういう問題

について地方自治体の皆様方と建設的な意見交換を行つて万全な体制をとつていくように努力をしていきたい、このように思います。

○土田委員 次に、情報公開のあり方、やり方に

ついてお尋ねするんですが、同じく平山知事から

ういうお話をあつた、こういうふうに承つておりますので、私どもとしては、さらにこういう問題

について地方自治体の皆様方と建設的な意見交換を行つて万全な体制をとつていくように努力をしていきたい、このように思います。

午前中の参考人の質疑の中で平山知事からもそ

ういうお話をあつた、こういうふうに承つておりますので、私どもとしては、さらにこういう問題

について地方自治体の皆様方と建設的な意見交換を行つて万全な体制をとつていくように努力をしていきたい、このように思います。

けましたが、単にホームページでリレーショーン・システムメントというようなことをやるだけにとどまらず、もっと積極的にやれと。そこで、私どもとしては、幹部職員を地元に用ひさせて説明を十分自治体の方々や住民の方々に申し上げる、それから外部からの評価を進んで受け、そして、その評価を規制活動等の質的向上につねげるよう取り組む、こういうことをやっていく。

それから、今般の法案によりまして、安全規制の活動全般について、これは新しいことでありますけれども、原子力安全委員会に報告をして御意見を求める、これは大変重要なことだと思うのでございます。

時間が長くならないように簡単にしますが、この間、福井の大飯原発で事故があつた場合を想定して訓練をしたわけであります。その際にも、原子力安全委員の方々に、本部長であります私や栗田知事のすぐそばに座つていただいて、すぐ適切な御意見をいただく、そういう訓練もしたりいろいろしております。この原子力委員会に報告をして意見を求めて、これをきちつとやっていくということを制度化する、あわせてこれを公開する、ここが大事なことであります。こういうようにして情報公開をクリアにしていきたい、こう思つております。

○土田委員 次に、維持基準導入に向けた取り組みと、あるいは国民の合意形成についてお尋ねです。これで、福井の大飯原発で事故があつた場合を想定して訓練をしたわけであります。その際にも、原子力安全委員の方々に、本部長であります私や栗田知事のすぐそばに座つていただいて、すぐ適切な御意見をいただく、そういう訓練もしたりいろいろしておあります。この原子力委員会に報告をして意見を求めて、これをきちつとやっていく

えております。その際、当該民間規格が科学的、合理的で公正なものとして国民の皆様の信頼が得られることが必要でございます。

私ども、この民間規格を採用する際には、原子力の専門家や学識経験者の方々によりまして技術的な妥当性を評価していただき、その検討の結果を得られるよう、適切な公開のもとでのプロセスを行い、また原子力安全委員会においても議論を行ふ予定にしております。また、地元の関係の方々にも十分な説明を行うなど、国民各層の理解が得られるよう、適切な公開のもとでのプロセスを経た上でこうした技術基準の策定を考えていきたいと考えております。

○土田委員 今、維持基準を公平、公正、公開のプロセスで策定していくんだというふうに話がございましたが、今回の改正で、五十五条において、評価手法は経済産業省令で定める、国会の関与が及ばないという規定になつてゐるわけですね。今も質問が出ておりましたけれども、本案成立後の維持基準の策定プロセス及び公平性、公正性を担保する具体的な方法は何を考えておられますか。

○佐々木政府参考人 維持基準そのものは専門的な技術的事項が多く含まれておりますので、法令上の扱いでは、これを省令で定めることということに委任されているものでございます。

私どもは、この省令の策定作業に当たりまして、単に技術の専門家のみならず、いろいろなステークホルダーの方々にも御参画をいただき、いろいろな御議論を公開のもとでいろいろ実施し、そしてまた、原子力安全委員会にもお諮りをする等の、幾多のこうした議論の場のプロセスを経て策定作業を進めていきたいと考えております。そしてまた、原子力安全委員会にも十分考え方を御説明していくといったようなプロセスも経たと考えております。

○土田委員 健全性評価のあり方について、当然、国民の信頼を得るために、ひび割れ予測あ

確にどちらある必要があるんじやないか。特に、事業者にとつてこういった評価能力が備わつてないなければならぬというわけですね。

午前中に私は近藤教授に質問をしたんですけども、ひび割れ予測はなかなか難しい、ひび割れをやつておりました。

現実には、そういつた事故があつて、それを実際に検証する方が一番手つ取り早いわけでございますけれども、発生件数が非常に少ないわけです。それで、検証実例が少な過ぎるということですね。

そのためには、やはりこの技術情報の蓄積と共に化をしていかなければならぬんじやないかなと感じがするわけです。実際に応力腐食割れが起きにくく材料を使つていてもかかわらず、シユラウドにおいてひび割れが見つかつたということもあるわけで、技術的になかなか完成されていない部分があるんじやないかなという感じがしてあります。

こういつた状況において、正確な進展予測を行うことはなかなか難しい面があると思うんですけれども、正確な進展予測を可能にするための環境整備、あるいは事業者において適切な評価が行われるような、そういうた担保をするための具体的な方法を考えております。

○佐々木政府参考人 龜裂の進展予測手法そのものは、今先生おっしゃつたように、近年の破壊力学の発展の中で相当の知見が集積されてきていることは事実でございます。

○土田委員 不正の再発防止のために、独立行政法人の質的な向上、検査する人の質的な向上あるいは公平性の担保と、いうことが非常に重要であると思うわけでございますが、原子力事業を行う法人的役員が独立行政法人の役員になることはできないというふうに規定した理由は何でしょうか。

○佐々木政府参考人 独立行政法人原子力安全基盤機構は、原子力施設の検査を行うなどによりま

ていることも考慮いたしまして、日本の場合も、私どもはこの米国機械学会のベースを、日本の機械学会でも独自にいろいろ検討しておるものでございますので、まずこれをベースにしなければいかぬと考えております。

確かに先生が御指摘のとおり、材料によつても微妙に違う、その使用の条件によつても微妙に違うというのは先生の御指摘のとおりでございます。したがいまして、私どもといたしましても、こうした今の日本の機械学会でいろいろ定めて検討してまいりましたものも、一度、客観的、合理的にいろいろ御議論をしていただきたいと思っております。確かに、不確かな要素というものがやはり行政的には考えられるといったようなものについては、より安全サイドに考えて定めていくことがあります。確かに、不確かな要素というものがやはり行政的には考えられるといったようなものについては、より安全サイドに考えて定めていくことがあります。確かに、不確かな要素というものがやはり行政的には考えられるといったようなものについては、より安全サイドに考えて定めていくことがあります。

法的な質的な向上、検査する人の質的な向上あるいは公平性の担保と、いうことが非常に重要であると思うわけでございますが、原子力事業を行う法人的役員が独立行政法人の役員になることはできないというふうに規定した理由は何でしょうか。独立行政法人原子力安全基盤機構は、原子力施設の検査を行うなどによりまつたのは、やはり米国の機械学会が規格を定めてかなり先行しておきます。この米国の機械学会の考え方というのは、フランス、ドイツ等のヨーロッパの原子力炉の保有国におきましてもこうした規制の考え方を大筋として取り入れ

することにより、原子力安全規制の公正性、中立性を確保することとしているものでございます。

○土田委員 そうであるならば、役員を除く職員はなぜそいつた規制にしないんでしょうか。

○佐々木政府参考人 こうした規定は、独立行政法人の役員の欠格事項としてこうした被規制者の役員を規定するという書きぶりについては、規制業務に關係する他の独立行政法人に関する法律でも一般的な書き方でございます。

今申し上げましたように、この機構の公正性や中立性をより担保するという観点からは、被規制者の役員のみならず、その職員であっても、この機構の役員となることは望ましいものではないと考へております。この機構の役員の選任に当たりましては、当省としても適切に指導してまいる所存でございます。

○土田委員 次に、人事交流についてお尋ねをす るんですけれども、やはり原子力発電所の立地地 域の自治体の方々がより信頼感をあるいは安全性を理解するために、人事交流も一つの方法だといふふうに考へるわけです。例えば、国の原子力安 全行政機関や独立行政法人に町役場の職員の方を 出向させるとか、そういうことによつてより理 解が深まる、あるいは信頼感が高まるということも想定されるんですが、こういったことは考えておられませんか。

○佐々木政府参考人 私どもも、今先生の御指摘のような考え方には賛同しております。現在既に、原子力安全・保安院におきましては、現在既に、原子力発電所が立地する自治体からの職員の受け入れを行つてゐるところでございます。これは、立地の自治体の職員を保安院に派遣して、原子力安全規制や防災対策についての実務経験を積ませて専門知識を習得させたいという御希望があることを踏まえて、そのお申し出により、私どもも受け入れをさせていただいているところでございます。

保安院としては、今後も、関係自治体からの職員の受け入れの要請がなされました場合には、前

向きに検討してまいりたいと思います。

また、設立を案として出させていただいていま すが、機構での受け入れにつきまして、発足後 の機構の人事方針に基づくことになりますので、現時点で見解を示すことはまだ時期尚早ではある

かと思ひますけれども、こうした行政あるいは機 構、自治体との関係での人事交流というのは意義が高いものと私たちも考へております。

○土田委員 現在実施されている人数はどのくらいあるものでございますか。

○佐々木政府参考人 まだ少なくて恐縮でござい ますけれども、自治体からの受け入れでは、石川 県からの行政研修員、それから、福井県から安全 審査官を、それぞれ自治体の御要望に応じまし て、石川県の場合には原子力防災課の方へ、福井 県の場合には原子力発電安全審査課の方へ受け入 れております。

また、私どもも、自治体からの求めに応じまし て実は人を出しておりまして、石川県には環境安 全部の原子力安全対策室長として出しております し、青森県には商工観光労働部の資源エネルギー 課の副参事として私どもの職員を派遣していると ころでございます。

○土田委員 いかにもたくさん的人事交流が行わ れているように聞いたんですが、要するに、まだ 二人だということですね。これからそういう要

望があれば前向きに進めたいということですね。

さて、最後の質問でございますけれども、今回 の独立行政法人に対するいわゆる天下り、これが また行われるんじやないかという心配があるかと 思うんです。大臣は、原子力安全行政について、 公平性の担保ということも当然考へなければなら ないわけでございますが、この件についてですけ れども、天下りについてどういうふうに考へてお られますか。

○平沼国務大臣 今度の独立行政法人ですか。

○土田委員 「今度の独立行政法人。はい」と呼ぶ

原子力といふ非常に専門的な、そして安全性に 関与して、また国民の信頼を得るということであ

れば、やはりそこには相当の知識経験、そして知 見、専門的知識、そういうものを持つた人が必要 であるわけであります。しかし、いたずらにすべ

てが天下るということではなくて、やはり本当に必要な、そして、その独立行政法人の中でその知識と経験が生かせる、そういう観点で私はやるべきだと思います。

今、国民の皆様方が公務員の天下りということを 大変批判をされています。しかし私は、公務員 の天下りというのは、公務員の勤務体系のあり 方、これからの高齢化社会、少子化、そういうた ことを総合的に検討しながら、その中でやはり國 民の納得が得られるようなことをつくっていくべきだと思っておりまして、独立行政法人もその例 外ではないと私は思つておりますけれども、やは りその役に必要な人材であれば、今度できる独立 行政法人にそういう人が入ることは私は構わない

と思つています。

しかし、それが過度に過ぎて国民の批判が起こ るようなことであつてはならない、そこにはおの ずからしつかりとした節度がなければならない、

このよう思つています。

〔委員長退席、谷畠委員長代理着席〕

○土田委員 以上で質問を終わります。ありがと うございました。

○谷畠委員長代理 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

午前の参考人質疑におきましても、一連の不 正事件の全容解明を求める声が寄せられました。

○谷畠委員長代理 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

午前の参考人質疑におきましても、一連の不 正事件の全容解明を求める声が寄せられました。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

管理部門に所属していた方が、七〇年代の話とし て、原発の再循環ポンプの配管でインディケー ション、兆候が見つかって、これくらいなら大丈

夫と評価をして、国から次の一年間の運転許可を 得ようとした。その際、インディケーションあり と報告書を出そつとしたら、国の検査官からこれ では受けられないと突つ返された、こういう話で すね。このため、笛木氏らは報告書を異常なしと こつちは知らない、こんなことも言つたというこ とが報道されているわけです。

この件について、これを受けた九月十日の記者 会見の場で、平沼大臣御自身が、記者から、七〇 年代、通産省の検査官が隠ぺいにかかわっていた のではないかと問われて、今事実関係を調査する ことになつておりますと述べていたわけですが ことについたしております。

〔谷畠委員長代理退席、委員長着席〕

○平沼国務大臣 塩川先生にお答えをさせていた だきます。

御指摘の報道は、東京電力の元幹部が、今新聞 を読んでいただきましたが、インディケーションありとの報告書を提出しようとしたところ、國の検査官から、これでは受けられないと突き返されたと発言したとの内容です。私としては

は、これは、原子力安全・保安院に対して、本件についても厳正に調査するように指示をいたしました。

原子力安全・保安院は、東京電力の一連の事案 に關し、立入検査や関係者からの聞き取り等によ り徹底的な調査を行い、十月一日にその結果を中 間報告として取りまとめました。本件についても、一連の調査の中で、報道された一九七〇年代 半ばころの検査記録が残されていないか等の調査 を行いましたが、三十年近く前のことでございまして、関係する検査記録が保存されておらず、ま た、報道にある事實を特定することも困難でありまして、報道されたような事實は確認できません

でした。

いすれにいたしましても、経済産業省として、原子力安全規制法制検討小委員会の報告において、現行技術基準の適用ルールに不明確な点がありまして、東京電力の不正事案の発生の一因として、現行技術基準の適用ルールに不明確な点があることが指摘されていふことなどを踏まえまして、原子力安全規制に関する法令の運用については、国の許認可の要否、国への通報の要否などができるだけ明確にして、制度の透明性を確保するよう努めていかなければならぬと思つております。

また、原子力安全・保安院においては、職員が

一丸となつて、厳正中立を旨として日々行政に当たつてゐるものと考えておりますが、私といたしましても、職員を厳正に指導していくかなければならないと思つてはいるところでございます。

査を指示した、記録が保存されていない、そのような事實を確認していないということですけれども、この実名も報道されている方、その後、東電の原子力発電所の所長もされた方ですけれども、この御本人に事情はお聞きになつたんでしようか。

○平沼公一郎 大臣
報道されましたが東京電電の元幹部を含めまして、当時の関係者から事情を聴取いたしました。報道にある、インディケーションを異常なしに変えさせたというような事実は、本人から聞いたところ、確認はされませんでした。
○塩川(鉄)委員 笛木さん御本人から確認をされたということについて、なぜ国民の前に報告をしてないんですか。
○佐々木政府参考人 私どもといたしましては、新聞記事の事実がどういうことであるか、一応御本人にもお聞きする必要があると考えましたけれども、全体的には、御本人の御記憶自身も不確かなものでございましたけれども、どなたと接触したかはお聞きしましたけれども、その方は既に亡くなられていらっしゃる方であることも確認をいたしました。

いずれにしても、新聞の記事に書かれているそのままの言い方をしたわけではないんですよとうようなお話を聞きしましたけれども、一連の今回の事案の中で取材を受けたということは私どもも確認をいたしたところでございます。

○塩川(鉄)委員 例えは、私どものしんぶん赤旗でも御本人に取材をして、検査官から、異常ありという報告書なんて受け取れないということは何回かあつたと言っているんですよ。そういうことも確認されていますか。いかがですか。

○佐々木政府参考人 確かに、ほかにもありますということをございまして、いつごろであるかは自分自身ももう明らかではない、ただ、再循環系の配管の問題でありましたということでございました。

これはまた新聞の記事とは全く違いまして、傷害的につきの信頼回復はないわけですから、今言つた事実関係についてきちんと国民の前に報告をする、保安院なりの文書できちんと今院長の報告の中身について国民の前に明らかにするということは約束してもらえますね。

○平沼国務大臣 既にこの国会の場でそういうことは申し上げました。また、私も、そういう形で、記者会見で、厳重に調査する、こういうことを申しているわけでありますから、いづれ機会を得て、今ここで申し上げたようなことは言わせていただこう、こう思います。

○塩川(鉄)委員 きちんと報告、文書という形で国民の皆さんにわかるような形でやつてもらわなければ納得ができないということだと思うんですね。この一つをとっても、真相解明という形で保安院がどういう努力をしたのか、国民の皆さんには納得できないままにある、そのことは率直にこの

機会に改めてお話をし、訴えておきたいと思つて
います。

その上で、この間の不正事件というのは、電力
会社だけではなくて、日立や東芝など、原発メー
カーも不正に関与していたということが明らか
なりました。電力会社と原発メーカーのもたらす
い、真相隠しの実態が浮き彫りとなつたわけ
です。例の東電の格納容器の密閉性試験につきま
で、東電だけではなくて、保守点検をしてい
原発メーカーでもある日立が関与をしているとい
うこともはつきりしているわけです。

また、先週の十一月十五日の各電力会社の中間
報告でも、東京電力が一九八九年に福島第二原発
をしていたことが明らかになりましたが、これに
ついて、工事を請負つた東芝に対する、つづ

○ 塩川（鉄）委員 保守点検事業者、これは原発メーカーになつてくるわけですが、この保守点検事業者からの報告徵収、国にとって、原発メー カーも安全規制の対象としてこれからしっかりとやるということになるわけですから、この上に國民は今規制機関の強化を強く求めていま す。

今回の法案でそういう規制機関の強化につながるのかということを率直にお聞きしたいのです。が、新たに発足をする独立行政法人原子力安全基盤機構は三つの組織を統合するものになるわけですが、財団法人原子力発電技術機構、NUPPECと言われているところですね。それから財団法人発電設備技術検査協会、略称発電技検というふうにお聞きしてますけれども。それに加えて財団法人原子力安全技術センター、このそれぞれの業務を統合し新機構が引き継ぐとなつて いるわけです。

このそれぞれの財団法人についてお聞きしたいのですが、最初に、財団法人発電設備技術検査協会の基本財産の寄附者、民間の寄附者があるわけですけれども、どういうところかをひとつ御紹介いただきたいと思います。

○ 佐々木政府参考人 財団法人発電設備技術検査協会の設立時の基本財産の寄附団体、出捐団体と言つておりますが、北海道電力株式会社など電力会社九社及び電源開発株式会社、それから重電機メーカー、日立等六社となつております。

○ 塩川（鉄）委員 電力会社と原発メーカーということであります。それが基本財産の寄附者であります。

その上で、この基本財産寄附企業からの発電技術への出向者は合計何人になるのか、お聞きしたいと思います。

○ 佐々木政府参考人 この基本財産寄附団体から本協会に出向している職員の数は、平成十四年の十一月一日現在で五十一名となつております。

○ 塩川（鉄）委員 二百名ぐらいの組織の五十一人 が電力会社、原発メーカーからの出向者、要するにいる形回り正しさに明確に申し立てて、この件でございま

に技術者はその人たちが中心でやっているということになるわけですが、続けて、財團法人原子力発電技術機構、NUPPECの設立時の基本財産に係る寄附金団体はどこでしょうか。

○佐々木政府参考人 NUPPECの前身であります財團法人原子力工学試験センターが設立されましたのは昭和五十三年一月でございますが、この時点での基本財産の寄附団体は、電気事業連合会、社團法人日本電気工業会及び社團法人日本建設業団体連合会の三団体でございます。

○塩川(鉄)委員 このNUPPECの基本財産の寄附金団体とというのは、要するに電力会社とそれから原発メーカーとあと建設に係るゼネコン、この三団体になつてゐるわけです。それ以後、この三団体傘下の六十七の企業から合計して八億三千七百万円の寄附がこのNUPPECに寄せられているわけです。

続けて、このNUPPECの人員のうち、電力会社、原発メーカーなど、基本財産の寄附金企業からの出向者は合計すると何人でしょうか。

○佐々木政府参考人 当初の寄附団体である先ほどの三団体からの出向者はおりませんが、その後、現在までに民間企業六十九社からの寄附を受けております。この企業等からは今、合計二十六社、百四十五人がこのNUPPECに出向を受け入れております。

○塩川(鉄)委員 資料を配付させていただきましたが、今御紹介しました発電技検とNUPPECへの電力会社、それから主な原発メーカーからの出向者の人数であります。

例えば東京電力などは、発電技検に二名、NUPPECに十七名。関西電力は、発電技検に三名、NUPPECに九名。それから原発メーカーの日立は、発電技検に十七名、NUPPECに三十一名。東芝は、同様に十三名と二十六名。三菱重工が、九名の二十三名ということになつてているわけであります。

原発関連のこの二つの社團法人に、業界からの出向者が大多数を占めているわけですね。いわば技

使用者のほとんどが、こういった電力会社、特に原発メーカーからの出身者に今占められているわけです。
そこで、今回の新機構立ち上げのきっかけとなつたのが公益法人改革でありますけれども、この公益法人改革の実施計画では、原子力安全規制の被規制者からの独立性、中立性の確保を図る。被規制者、規制される側からの独立性、中立性の確保を図るために独立行政法人を設置するにあるわけですけれども、人も財産も、電力業界、電機業界、建設業界といった、いわば原発一家丸抱えの二つの組織が独立行政法人原子力安全基盤機構のいわば中心部隊になる。これでどうして独立性、中立性が確保できるのか。率直にお伺いしたいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。
○平沼国務大臣 財團法人発電設備技術検査協会は、国の検査官が試験記録を確認する項目でござりますとか、国の検査官が事業者の点検結果を確認する項目につきまして、事業者が試験や点検を実施する際に立ち会つておりますけれども、法令上は第三者機関の立ち会いを義務づけているわけではなくて、これは、電力会社の自発的な判断により、同協会との任意の契約によつて行われるものでございます。
したがいまして、国としては、同協会が立ち会いを行つた項目についても、定期検査の一環として、国の検査官が試験結果やその手順、点検結果を記録により確認して、法令への適合性を確認しております。
なお、同協会は、民法第三十四条に定める公益法人として設立をされておりまして、一定の中立性は確保されていると考えておりますが、立ち会いの実施に当たつては、対象事業者からの出向者等、何らかの関係のある職員が当該事業者の定期検査に立ち会うこととを禁止する等、第三者機関としての中立性、公平性を保つて、その辺承知をしておりまして、私どもとしては、その辺は御懸念に及ばない、このように思つております。

○塙川(鉄)委員 今の大臣の答弁は、定期検査の検査記録確認における第三者機関の立ち会いについて、発電技検の扱いをどう考えるのかということです。

その前提として、今言つた、公益法人改革において独立性、中立性を確保できるのか、このように原発メーカー、電力会社の人員、財産を引き継ぐような組織ができるのか、この点について、保安院長、いかがでしようか。

○佐々木政府参考人 今回、法案で提出をさせていただいております独立行政法人は、幾つかの業務を考えておりますけれども、例えば検査といつたような業務はその一つでございます。

今、先生御指摘のような、特に公正・中立性、また、国の規制を支えるといった意味では、こうした業務については、いわゆる民間から出向された方が新たに独立行政法人にそのまま出向の形でいらっしゃるということは好ましいことではない、これは当然のことです。

また、独立行政法人は、その他原子力の防災関係の業務でありますとか、あるいは安全解析のクロスチェックでありますとか、各種の調査研究等も実施する予定にしております。

こうした部分については、一定の部分については、専門家であるといったその人の能力を生かしてメーカーから出向されている方が独立行政法人の方にいらっしゃるというケースはあると思いますが、私どもの基本的な考え方は、あくまでも、独立行政法人は新たに設立されるものでござりますから、特にN U P E Cにつきましては、そこで一度退職をされて、新たに独立行政法人の人ととなる、転籍をされる、そういう方が基本的に中心になるべきであると思っております。

ただ、いろいろな業務がござりますので、こういったことをとにかく厳しくやらなければいけないのは、特に検査の業務についてはまさに厳しく専門のいろいろな事業の中身によりましては、一部出向といふことが認められてもいいかと思いま

○塩川(鉄)委員 一部出向という点でも大問題だと思いますね。当然のことながら、規制される側の人間が規制する組織の一員となるわけですから、そんなことを認めるわけにいかない、それが国民の皆さんのはじめじゃないでしょうか。

同時に、個々の技術者の方につきましては、今回の事件の発端の内部告発にありますように、良心を持つて仕事をされている方もいらっしゃる。それは当然のことだと思うんです。でも、問われるのは、やはり会社、組織として不正を行つてはいけない、この体質の問題が問われているわけですね。こういった原発メーカーの不正問題に対して是正をする体質というのは、これは是正をされたのか、これが問われているんじゃないですか。

日立の関与した格納容器の密閉性試験の不正事例についても、まだ真相解明といふうになつてないでありますよね。保安院としても、あるいは東電としても、まだきちんととした報告書が出ていないでありますよ。保険会社としても、あるいは東電についても、いよいよこれから本格的に解明をしようという段階だと思うんです。

原発メーカーの不正の関与について、まともな正措置もとつていない段階で、新しくできます新機構におきましては、こういった原発メーカーの中からたくさんの方に協力をしてもらいますというのでは、どう考へても国民の皆さんのはじめにしつくりこたえるような中身に到底行かないような実態じゃないですか。独立性、中立性を確保するものにならない。これじゃ、国民は納得できない。

私は、独自に専門家を養成するようなことを国としてきちっと行う、国が専門家を養成する、いうことが必要なんじゃないかと思うんですが、その点、どうですか。

○佐々木政府参考人 おっしゃるとおり、国として専門家を今後とも養成していくことは極めて重要なことであり、大切なことだと思っております。

す。ただ、先生、今私が御説明した中で、再度

ちょっと申し上げたいのでございますけれども、これは資源エネルギー庁から申しあげたいと思います。この検査官として独立行政法人において業務をする方について、メーカーからの出向という形をそのまま受け入れるということは毛頭考えておりません。これは申し上げたいと思います。

ただ、原子力の防災業務等、いわばいろいろな予測計算をするとかそうした業務で、その専門の方がたまたまそうしたメーカーの方であるといったような場合に、転籍をされるか、あるいは母体を通じて出向されるかといった個々のケースの場合に、それは全く一〇〇%否定するものじやなく、あり得ることだということを申し上げたわけでございます。

○塩川(鉄)委員 防災業務などは、新しい機構がやらずに、原子力研究所などほかの機関できちんとやればいいじゃないですか。規制する機関の中に規制される側の人間がいるということ自身が大問題だ、そのことを指摘したいと思います。今まで専門家を養成してこなった責任も問われているということをつけ加えたいと思います。

その上で、発電設備技術検査協会、発電技検の関係ですが、定期検査の検査記録確認については、第三者機関の立ち会いと称して、一九八〇年から発電技検が立ち会つてきました。この発電技検というのが、電力会社、原発メーカーがスポンサーの組織になつてゐるわけですけれども、こういう発電技検の立ち会いがどうして第三者機関の立ち会いなのかということについて、先ほど大臣から先駆的に御答弁をいただきまして、電気事業者と同協会の任意の契約によるものだ、国が義務づけているものではないけれども、一定の中立性の確保というところで努力をしているという趣旨でのお話をありました。

その上で重ねてお聞きしたいわけですけれども、これは資源エネルギー庁から申しあげたいと思います。フレットで、「原子力発電所の定期検査」というものです。これは、中を開きますと、定期検査項目

目がこういうふうに紹介されています。ここに

「立会検査」「記録確認検査」「事業者点検結果確認」とあります。わざわざ括弧して、第三者機関立ち会いというのも入っているわけですね。こ

のリーフレットの別な部分には「定期点検における第三者機関の活用」と書いてあります。そこにもわざわざ、その第三者機関というのは発電技

検ですよということが資源エネルギー庁のパンフレットにきちんと書いてあるわけです。

わざわざ、第三者機関の立ち会いとして発電技検を御指名でやつているわけですよ。任意の契約とはいながら、実際上は通産省がお墨つきを与えてやつしているんじゃないですか。その点はどうですか。

○佐々木政府参考人 法的には、指定といつたような行為によつてこの第三者性を担保しているものではございません。

○塩川(鉄)委員 いや、問題は、資源エネルギー庁のリーフレットに、わざわざ御丁寧に、第三者機関の立ち会いは発電技検ですよと書いてあるわけでしょう。法的にあればなおさら問題ですけれども。要は、民民の任意の契約といながら、実際に特定した業者を指定しているわけぢやないですか。これはおかしいと思わないんですか。

今、資料をお配りしましたけれども、A3の資料で、左側が今私が示したりーフレットの定期検査項目です。A、B、C、Dとありますように、BとCのところに、小さく括弧して「第三者機関立会」とあります。これに加えて、右側の表です確かに事実関係を書いてございます。そうした意味では、確かに先生御指摘のとおり、これが、我々自身がこれを指定しているような行為に……

○塩川(鉄)委員 「検査項目」の用紙に書いてある点検についてはどうですか」と呼ぶ)これは、今現実に、事実、契約を行つておりますから、国としてもござります。おつしやるとおり、これは事実でござります。

(塩川(鉄)委員 「検査項目」の用紙に書いてある点検についてはどうですか」と呼ぶ)これは、今現実に、事実、契約を行つておりますから、国としてもござります。おつしやるとおり、これは事実でござります。

○佐々木政府参考人 この発電技検という団体そのものは、昔は火力等のボイラーリーあるいはタービン等、溶接関係のいろいろな検査をする主体として設立をされて、その後、非破壊検査等の技術者も相当抱えることによって、技術的な研さんをしております。

確かに、おつしやるよう、最近は、保険会社

がそうした検査をすると、そういう会社も出て

きておりますけれども、原子力発電所の定期検査

も、特に非破壊検査の部門において、この発電技

検の技術者が有している技術能力は高いと電力会社も評価をしていると我々は聞いております。

そうした中で、電気事業者と、この発電技検自

身もこうした技術者

専門家を養成して育ててき

た団体でございますので、任意の契約によつて第

三者性を持たせているというふうに理解をしてお

ります。

確かに、おつしやるよう、最近は、保険会社

が、定期検査期間の短縮を図るために、いわば電

力会社サイドに立つて国が定期検査の手抜きを図るために、第三者機関と称して発電技検を使った

んじやないか。これでは、定期検査をいわば民間に丸投げするような実態で、国民の皆さんが望む規制強化の方にもつながらない、そのことをはつきり述べて質問を終わります。

○村田委員長 大島令子さん。社会民主党中央委員会への業務委託が有力視されている。

この機関協会は今の発電技検協会のことです

が、定期検査期間の短縮を図るために、いわば電

力会社サイドに立つて国が定期検査の手抜きを

図るために、第三者機関と称して発電技検を使つた

んじやないか。これでは、定期検査をいわば民間に丸投げするような実態で、国民の皆さんが望む規制強化の方にもつながらない、そのことをはつきり述べて質問を終わります。

○佐々木政府参考人 このパンフレット自身は、私が今が示したりーフレットの定期検査項目です。A、B、C、Dとありますように、BとCのところに、小さく括弧して「第三者機関立会」とあります。これに加えて、右側の表です確かに事実関係を書いてございます。そうした意

味では、確かに先生御指摘のとおり、これが、

我々自身がこれを指定しているような行為に……

○佐々木政府参考人 このパンフレット自身は、

確かに事実関係を書いてございます。そうした意

味では、確かに先生御指摘のとおり、これが、

我々自身がこれを指定しているような行為に……

○塩川(鉄)委員 「検査項目」の用紙に書いてある点検についてはどうですか」と呼ぶ)これは、今現実に、事実、契約を行つておりますから、国としてもござります。おつしやるとおり、これは事実でござります。

○佐々木政府参考人 この発電技検という団体そのものは、昔は火力等のボイラーリーあるいはタービン等、溶接関係のいろいろな検査をする主体として設立をされて、その後、非破壊検査等の技術者も相当抱えることによって、技術的な研さんをしております。

確かに、おつしやるよう、最近は、保険会社

が、定期検査期間の短縮を図るために、いわば電

力会社サイドに立つて国が定期検査の手抜きを

図るために、第三者機関と称して発電技検を使つた

んじやないか。これでは、定期検査をいわば民間に丸投げするような実態で、国民の皆さんが望む規制強化の方にもつながらない、そのことをはつきり述べて質問を終わります。

○大島令子さん。社会民主党中央委員会への業務委託が有力視されている。

大臣にまずお尋ねいたします。

私は、原発に批判的な市民団体ですとかNGOの方々と、大臣に申し入れをよく行つてまいりました。先般も、この事件が発覚してから、十月十八日に大臣室で、そこにお見えの原子力安全・保安院長、そして資源エネルギー庁長官同席のもとに申し入れをさせていただきました。いろいろな団体からの申し入れ文がございましたけれども、大臣はその席で、大体、御自分はいつも二十日間以内ぐらいに回答を出すというふうにおつしやいました。きょうの時点で私もいただいていないし、NGOの方々からも、いただいていないというこ

とでござります。

今度の事件、きょうの午前中の参考人質疑で

も、やはり国民の理解が必要だということで、新潟県の知事さんも言つておられました。そういう意味では、大臣に直接私たち国会議員や市民団体の方がお会いするというのは、直接意見を申し上げられるということ非常に意義のあることだと思つておられるわけなんです。こういうふうに私たち

四日付の日経産業新聞にこういうふうに書いてあります。通産省資源エネルギー庁は、原子力発電所の定期検査期間を短縮するため、政府による検査業務の一部を委託する方向で検討を始めた。こ

れは、原発が増加している一方、政府側検査官の大幅増員は今後望めず、検査業務も停滞するとの考え方によるもので、具体的には、発電用熱機関

協会への業務委託が有力視されている。

この機関協会は今の発電技検協会のことです

が、定期検査期間の短縮を図るために、いわば電

力会社サイドに立つて国が定期検査の手抜きを

図るために、第三者機関と称して発電技検を使つた

んじやないか。これでは、定期検査をいわば民間に丸投げするような実態で、国民の皆さんが望む規制強化の方にもつながらない、そのことをはつきり述べて質問を終わります。

○大島令子さん。社会民主党中央委員会への業務委託が有力視されている。

大臣にまずお尋ねいたします。

私は、原発に批判的な市民団体ですとかNGO

の方々と、大臣に申し入れをよく行つてまいりました。先般も、この事件が発覚してから、十月十八日に大臣室で、そこにお見えの原子力安全・保

安院長、そして資源エネルギー庁長官同席のもと

に申し入れをさせていただきました。いろいろな

団体からの申し入れ文がございましたけれども、大臣はその席で、大体、御自分はいつも二十日間以

内ぐらいに回答を出すというふうにおつしやいま

した。きょうの時点で私もいただいていないし、

NGOの方々からも、いただいていないとい

うこ

とでござります。

今度の事件、きょうの午前中の参考人質疑で

も、やはり国民の理解が必要だということで、新

潟県の知事さんも言つておられました。そういう

意味では、大臣に直接私たち国会議員や市民団体

も努力をして、お忙しい大臣にお会いして、いろいろな気持ちを直接申し上げる機会をつくつていただいたにもかかわらず、きょうの段階になつてお返事がいただけないということに関しまして、どういう理由なのか御説明いただけないでしょうか。

○平沼國務大臣 お会いして、私は、いつもお申しあがるときには誠意を持って対応させていただいています。そういう中で質問書をいただいて、私は事務の方に、これは御回答するようだということは、私、大変うかつたことで、今初めて承りました。これは早速調査をいたしました。それで、もしおくれてることであつたら本当に申しわけないことだと思って、速やかに御返事をするようにさせていただきたいと思います。

○大島(令)委員 一ヶ月たちましたけれども、返事をいただいてないわけですね。大臣が、今調べて速やかにお返事くださるということでしたら、まあ少し安心はするのですが、やはり私たち、大臣との信頼関係の中で、こういう会議録も残して、必死で私自身も苦手なこの原子力の問題を勉強しながら、こうして責任を負いながら、原子力に批判的な人たちの御意見にも耳を傾けながら、私も自分なりの責任を果たそうと思つてこの委員会の場にいるわけなんです。

そこで、福島県の知事が、新聞報道によりますと、維持基準導入について国に慎重な検討を求めるという要望書をまとめたというふうにあります。知事さんも県民、国民の代表でござります。けれども、これらはどのように取り扱われ、ここに書いてある意見というのはどのように政策に反映されるんでしようか。

○平沼國務大臣 私のところには、いろいろな事案で全国から、そしてあらゆる団体から御要望書が来ます。そういったことに対する回答は、まあ千差

万別あるわけでございまして、どう見ても御返事する必要のないようなそういう文書もやはりあります。それはそこで私どもは精査させていただきます。それと並んで、私どもが判断をして、これは御返事する必要がある、こういう判断に至つたら私はただいています。

○大島(令)委員 それでは、法案に対する質問に入ります。

今回の法改正は、東電の不正事件への対応、提案理由説明の中でも、大臣は、不正防止としての法改正だと提案説明の理由を話されました。たゞ、独立行政法人についても、当初は平成十六年の設立を予定していたところでござりますけれども、今回の対策と実施時期を合わせるため、半年程度の設立の前倒しを検討しているところでございまして、私どもは、維持基準を急ぐ、こういった観点で早めた、こうしたことではないことは御理解をいただきたいと思います。

○大島(令)委員 大臣、維持基準を早めることではないということで今御答弁されましたけれども、これは二〇〇一年二月から検討が始まり、健全性評価基準に關しましては六月十九日に既に中間取りまとめが打ち出されております。また、先ほどおっしゃいましたように、原子力安全基盤機構の設立は、ことしの三月二十九日に既に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づいて、来年度一年間、設立準備を進め、維持基準の導入とともに、二〇〇四年四月から新法人の業務を開始する計画だつたはずですね。

しかし、この法案が通りますと、私が政府から聞いたところによりますと、この独法は来年の秋から適用されるということで、当初の計画から随分前倒しというふうに、私は、きちっとした政府からの資料によつて読み取れます。そして識者からも、安全規制の効率化がこの法案の改正の目的ではないかという批判もございます。今大臣が答弁されたのは、この法案の改正案のポイントに書いてありますポイントをただ御答弁いただいたよ

うな印象を私は受けました。

○平沼國務大臣 まず、今の御質問に答弁させていただく前に、質問書に対し返事がなかつたといたいと思っております。

○大島(令)委員 それでは、法案に対する質問に入ります。

今回の法改正は、東電の不正事件への対応、提案理由説明の中でも、大臣は、不正防止としての法改正だと提案説明の理由を話されました。たゞ、独立行政法人についても、当初は平成十六年の設立を予定していたところでござりますけれども、今回の対策と実施時期を合わせるため、半年程度の設立の前倒しを検討しているところでございまして、私どもは、維持基準を急ぐ、こういった観点で早めた、こうしたことではないことは御理解をいただきたいと思います。

○大島(令)委員 大臣、維持基準を早めることではないということで今御答弁されましたけれども、これは二〇〇一年二月から検討が始まり、健全性評価基準に關しましては六月十九日に既に中間取りまとめが打ち出されております。また、先ほどおっしゃいましたように、原子力安全基盤機構の設立は、ことしの三月二十九日に既に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づいて、来年度一年間、設立準備を進め、維持基準の導入とともに、二〇〇四年四月から新法人の業務を開始する計画だつたはずですね。

しかし、この法案が通りますと、私が政府から聞いたところによりますと、この独法は来年の秋から適用されるということで、当初の計画から随分前倒しというふうに、私は、きちっとした政府からの資料によつて読み取れます。そして識者からも、安全規制の効率化がこの法案の改正の目的ではないかという批判もございます。今大臣が答弁されたのは、この法案の改正案のポイントに書いてありますポイントをただ御答弁いただいたよ

うな印象を私は受けました。

○平沼國務大臣 まず、今の御質問に答弁させていただきます。

いまだ前に、質問書に対して返事がなかつたといたいと思っております。

○大島(令)委員 それでは、法案に対する質問に入ります。

今回の法改正は、東電の不正事件への対応、提案理由説明の中でも、大臣は、不正防止としての法改正だと提案説明の理由を話されました。たゞ、独立行政法人についても、当初は平成十六年の設立を予定していたところでござりますけれども、今回の対策と実施時期を合わせるため、半年程度の設立の前倒しを検討しているところでございまして、私どもは、維持基準を急ぐ、こういった観点で早めた、こうしたことではないことは御理解をいただきたいと思います。

○大島(令)委員 大臣、維持基準を早めることではないということで今御答弁されましたけれども、これは二〇〇一年二月から検討が始まり、健全性評価基準に關しましては六月十九日に既に中間取りまとめが打ち出されております。また、先ほどおっしゃいましたように、原子力安全基盤機構の設立は、ことしの三月二十九日に既に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づいて、来年度一年間、設立準備を進め、維持基準の導入とともに、二〇〇四年四月から新法人の業務を開始する計画だつたはずですね。

しかし、この法案が通りますと、私が政府から聞いたところによりますと、この独法は来年の秋から適用されるということで、当初の計画から随分前倒しというふうに、私は、きちっとした政府からの資料によつて読み取れます。そして識者からも、安全規制の効率化がこの法案の改正の目的ではないかという批判もございます。今大臣が答弁されたのは、この法案の改正案のポイントに書いてありますポイントをただ御答弁いただいたよ

北川議員のところに届けられたということでござりますが、非常に事務方は失礼ですね。

大臣へのアポイントメントは私がとりました。

私が、当日、三十分の面会の議事進行をさせていたしました。私と大臣の間でそのような約束をさせさせていたいたことが、どうして私の事務所に

届かずに、同僚の北川議員のところに行つたの

か。

そこに事務方の方がいらっしゃいますので、お答えください。これは私の名譽にかけて質問しま

す。

○平沼國務大臣 確かに、私に大島先生の名前で会見を申し込まれました。そこまず行くことは当然で、御指摘のとおりで、お怒りのとおりだと私は思つております。

そういう意味では、今問い合わせたばかりです

から、もしそれが事実としたら、私は責任者として大島先生に心からおわびをしなければなりません。

そのことが事務方のもし手違いであつたら、私は厳重に大島先生に謝罪をしながら、ちゃんとお届けをさせていただきたい、こう思つていま

す。

○大島(令)委員 では、大臣、この件に関しまし

ては、委員会の最中でございますので、きちつと事実関係を調べて、私のところにお返事を下さ

い。

重ねて申し上げるならば、複数の団体から申し入れ書が行きましたので、すべてにわたってかど

うかも事務方に調査していくだくように言つてください。

○平沼國務大臣 そのようにさせていただきま

す。

○大島(令)委員 では、法案の質問に戻ります。今改正案は、事業者によつて任意に実施されている現行の自主点検を、法令上に定期自主検査として位置づけることになつております。これは保安院長に質問いたしますが、定期自主検査をすることによって何がどう改善されるのか、具体的に御説明ください。

○佐々木政府参考人 今般の一連の事案では、事業者が自動的に行うこととされておりました点検において、ひび割れが十分に調査されずに放置されたり、記録が改ざんされたり、あるいは記録がなかつたりしたという事案でございました。その内容が安全に直接かかわらない場合でございましても、原子力の安全確保体制としては問題であるとの反省に立ちまして、国民の皆様の信頼を確保できる体制確立のために今回の法改正を提案させていただいております。

具体的には、原子力発電所の安全確保についての第一義的な責務は事業者にあるとの考え方を基本としつつも、事業者がその責任を適切に履行しているかどうかを国が適切にチェックする仕組みを確立するものであります。このような改正によりまして責任体制が明確化するものと考えます。なお、仮に事業者が当該定期自主検査を行わない場合には、今般の改正によって罰則がかかることがあります。○大島(令)委員 今御説明ですと、問題とされましたデータの記載の改ざんはどう改善されるんでしょうか。きょうの午前中の参考人の方々の御意見でも、双葉町長だったと思ふんですが、人がやる、人間がやることである、それを強調されておりました。今回のケースもそうでございます。ですから、今保安院長は、検査結果の記録とか保存が義務づけられる、内容が検証可能になるというふうに私は説明を聞いたと思ひますけれども、記録保存以前に問題があつたわけですから、記録する時点で第三者の監視等が必要であると私は思うわけなんです。

このような観点から、これはどのように改善されるのか、改めて御説明をお願いします。○佐々木政府参考人 私どももいろいろ考えていいかなければいけないとつておりますけれども、記録の管理、保存のあり方でどういう内容を求めていくかということについては、慎重に検討してまいります。○大島(令)委員 私は、今回の問題は、事業者の点検した記録、そういうものが結果的には、客観的に、何も、だれも関与できなかつたというところに原因があると思ってるわけなんです。この法律改正によりますと、事業者、経産省、保安院、その三つのルートだけで、第三者というものが客観的にアクセスできるところがこの法律を見てもないわけなんですね。

改めて保安院長に質問をいたします。事業者の実施する設備の健全性評価、自主検査体制の審査の客観性です。

先ほど来、公正とかいう言葉が出ましたけれども、公正というのは、だれが何をもつて公正とするかという判断がありませんので、私は、客観性がどのように保障され、だれから見ても、客観的にそれが、アクセスできるものがこの法案に担保されていなければ、同じようなことはまた起きると思うわけなんです。どうでしょうか。

○佐々木政府参考人 客観性の担保についてとい

うことでござりますけれども、いろいろな記録については、国自身が確認しなければいけないもの

がどのように保障され、だれから見ても、客観的

にそれが、アクセスできるものがこの法案に担保

されていなければ、同じようなことはまた起きる

と思うわけなんです。どうでしょうか。

○佐々木政府参考人 先ほどの御説明でもう一つ

大事なポイントを申し上げなければいけなかつた

わけでございますけれども、行政が実施していく規制行政について、内閣府原子力安全委員会の

きちんとしたチェックを受ける。これは、もちろん公開のもとできちんといろいろな御指摘も受け、監査も受けるというやり方でのチェックを受

けておるわけでございます。

また、私どもも、行政上で発見をいたしましたいろいろなトラブル等については、公開のもとで専門家の御意見もいろいろ伺った上でいろいろな行政対応もしているところでございまして、その意味では、いろいろな方々の御意見を伺いながら、それも公開のもとで実施をしているというふうに考えております。

○大島(令)委員 ここに、今回の東電のデータ不正事件に関しまして国が行つた処分の資料がござります。

これは、国家公務員法上の懲戒処分を含め、厳正に処分を行つたということで、佐々木保安院長も一ヵ月十分の一の俸給月額の返納、大臣は二ヵ月分、月額十分の二の給与の自主返納ということです。これが、結果的には、原子力行政に対する不信、いろいろな形で大きな事件となりましたけれども、その責任とということでおどります。

私どもから見ますと、結果的に國も保安院も事業者もまずかった、だから、保安院にも問題があつたということでこういう処分を受けているわけなんですが、一度なくした信頼というのはなかなか取り戻すのは難しい。そういう中で、保安院の責任者としての院長は、一ヵ月の給与の十分の一の返納を一ヵ月分、これだけなんですね。そして、この法改正。私は、これで国民が納得するのか。

そして、これは新聞に報道されたんでしょうか。少なくとも、私が読んでいるマスコミではちょっと見かけていないわけなんです。このことを國民が知つたならば、そして、立地県の方々が知つたならば、今度のことは、法改正も、本当に幕引きというふうにしか受けとめられないんですね。これだけで本当に責任を果たしたと言えるんでしようか。

では、これは保安院長と大臣にお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 紙だけのことをおつしやられ

ましたけれども、実は、佐々木原子力安全・保安院長は大変重い部類の戒告という、公務員として非常に重い、それにあわせて給与の自主返納、こういう形でございます。

それから、当時関係をしていて、今は別の職についている、例えば、当時は保安院次長であつて、商務流通審議官の望月につきましても訓告、それから、例えば、今九州の経済産業局長になつております。

防衛庁に今行つております大井に関しましては、これは防衛庁にお願いをして防衛庁で処分をしてもらつて訓告、こういう形に相なつております。

月額二割二ヵ月分、少ない、こういう御指摘があるかもしれません、この分二ヵ月はマイナスであります。

月額二割二ヵ月分、少ない、こういう御指摘があつたのでまいりました。厳しい先生からの今の御指摘でございます。

ただ、私としては、この自分の責任を全うするためにも、今回の一連のこの事案を反省しつつ、この再発防止のために何とかいろいろな対応を早急喫緊にやる必要があると考へて、私は自身の使命でもあり責任であると感じております。

それから、これは保安院長と同じことですけれども、保安院長も、これは自分自身大変な責任を感じて、つらい思いで、そして、私も見ておりまして、本当に不眠不休で頑張つて、しっかりと体制をつくつて、そして国民の皆様方の信頼回復、これが自分の今一番の務めだということだければと、こういうふうに思います。

○村田委員長 既に質疑時間が終了しておりますので、簡潔にお願いします。

○平沼国務大臣 ちょっと御答弁で漏れてしまつたのがありましたけれども、これは、処分をしましたときには全部発表をいたしました。した

がいまして、この処分の内容については公知の事実に相なつております。

○大島(令)委員 私は、国家公務員の戒告、訓

告、嚴重注意がお一人お一人の公務員の方の将来退職するときにどういうふうに影響があるのかわかりませんので、戒告という言葉の説明がないと納得できないわけなんですね。でも、退職金とかいろいろあるんですね。でも、刑事事件でしたら、例えば前科一犯とかいろいろありますけれども、國家公務員の中でどういう位置づけなのか説明していただきたいと思います。保安院長に、戒告処分というのはどういうものか私はわかりませんので、教えていただきたいと思います。しかし、東電の南社長はやめました。民間企業です。

戒告というはどういうことなのか、教えてください。○平沼国務大臣 御本人から言うというはあれで、されども、国家公務員として、戒告あるいは嚴重注意、懲戒というのは、実際の金錢とかそういうものはつきませんけれども、やはり國家公務員としての経歷上大変大きな意味があるわけでありまして、これは金錢では換算はできませんが、経歷上大変大きな意味を持つていて、ことはぜひ御理解をいただきたい、こういうふうに思つてはいるところでございます。

それから、これは保安院長と同じことですけれども、保安院長も、これは自分自身大変な責任を感じて、つらい思いで、そして、私も見ておりまして、本当に不眠不休で頑張つて、しっかりと体制をつくつて、そして国民の皆様方の信頼回復、これが自分の今一番の務めだということだければと、こういうふうに思います。

○村田委員長 既に質疑時間が終了しておりますので、簡潔にお願いします。

午後三時四十一分散会

私はやはり問題を別に考えた方がいいと思いま

す。

時間が来ましたので、これで終わりにします。

○平沼国務大臣 今回の事案というのは、御理解をいただきたいのですが、あくまでも自主点検の部分で起こりました。ですから、国民の信頼と安

全性を担保するということは第一義ですけれども、東電の処分と、民間の、虚偽の報告をして事実を隠ぺいして、そして捏造した、これと自主点検で起こつた我が方の処分、やはりそこは区別して判断をしていただきたい。このことを担当大臣として私はお願ひをしたいと思います。

ただ、原子力の安全と信頼というのは第一義ですから、それは一生懸命守つていきます。

○村田委員長 次回は、来る二十二日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたしました。

○平沼国務大臣 ちょっと御答弁で漏れてしまつたのがありましたけれども、これは、処分をしましたときには全部発表をいたしました。したがいまして、この処分の内容については公知の事実に相なつております。

○大島(令)委員 済みません。

経歷上ということで、最後に一言申し上げますけれども、この法案は、やはり原子力発電所の安全、危険性の問題、命にかかる法を審議しているわけです。一人の国家公務員の人生の経歷上

平成十四年十二月六日印刷

平成十四年十二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D